

薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について(上)

及川 亘

【史料解説】

薬師寺本坊所蔵の文書・記録類は一九八〇年より奈良文化財研究所と史料編纂所により共同で調査が行われてきた。宝物館に収蔵される本坊所蔵の史料は、第一〜二八函の木箱と第二九函と名付けた二十五の抽斗からなる箆筒、さらに四十箱あまりのボール箱に納められている。現在第二九函までの調書取りが終わりつつあり、ボール箱入りの史料の整理に取りかかっている。なお調書に基づく薬師寺所蔵史料の目録情報については、奈良文化財研究所のウェブサイト上の『薬師寺典籍文書データベース』によって順次公開されているので、そちらをご利用いただきたい。

このうち第二九函(箆筒)には主に近世の年預所の記録類が収められているが、そのほかにも目を引くものとして、永正十二年、大永五年、天文二十三年、寛永十七年、寛文十一年、享保三年、宝暦七年の休岡八幡宮の修造と遷宮、またはそれに伴う法会や芸能奉納(中世の薬師寺では「宮遷」と称している)に関する記録がある。薬師寺の南に位置する休岡八幡宮は、寛平年中に時の別当栄紹が勧請したと伝えられる。それ以後中世・近世を通じて薬師寺の鎮守として薬師寺と一体に運営されたので、その遷宮や改修も薬師寺の寺家を主体として遂行され、遷宮関係の記録も薬師寺本坊に残ることとなった。

現在「八幡宮遷宮御修復古記入」と題した袋に一括して残されているのは、①「八幡宮御造管下遷宮・上遷宮之引付」一冊(永正十二年)、②「薬師寺八幡宮遷宮日記」一冊(大永五年)、③「八幡宮御遷宮日記」一冊(天文二十三年)、④「薬師寺八幡宮下遷宮之事」一冊(寛永十七年)、⑤「八幡宮上葺下遷宮之帳」(寛文十一年)、⑥「遷宮行列次第」一冊(寛文十一年)、⑦「八幡宮上葺修復日記」一冊(享保三年)⑧「正遷宮之記」一冊(宝暦七年)、の計八冊の記録であるが、今回はそのうち十五〜十六世紀の薬師寺僧、実専房経円の手になる①③について紹介をしたい。これらの記録は「奈良六大寺大観 薬師寺」(岩波書店、一九七〇年)の「八幡神社社殿」の解説にもその書名が見えるので、これまで全く存在を知られていなかったものでもないが、中世後期における遷宮とそれに伴う法会・芸能の次第だけでなく、寺領への役の賦課のあり方など薬師寺と寺辺郷との関係や、個別の記事から寺僧の出自など、中世後期の薬師寺を取り巻く人間関係も知られるので、ここでは全文を翻刻することとした。

経円は文明十二年生まれ、没年不詳だが永禄十一年までは修二公記録に名前が登場するので、九十歳くらいまで長命を保ったことになる。出自は今のところ不明であるが、明応十年から唐招提寺の白衣方に出向し、薬師寺帰寺後は享禄三年に五師、天文十六年に律師、天文十九年に権少

僧都と昇進し、天文二十二年には法印権大僧都にまでなった人物で、中世後期の薬師寺の寺僧としては最も高い位階に進んだ一人である。⁽¹⁾⁽²⁾

現在残されている①③は互いに筆跡も似ており、全て経円本人の手になる原本と思われるが、その後の破損や欠損もあったようで、それぞれ完全に原態を留めているものではない。また後に述べるように、天文二十三年の宮遷の際には、大永五年の宮遷を記した②を参照したと見えて、②には上に引用した以外にも天文二十三年の追補・追記箇所が確認できる。その後延享二年・宝暦二年と数度にわたり整理された痕が見え、天保四年になって清基という僧によって一枚の袋にまとめられ、現在残されているまとまりが出来上がった。

つぎに①③それぞれについて概要を見ておく。

①は永正十二年の遷宮についての記録である。料紙は楮紙を用い、縦二九・〇糎・横一八・四糎、袋綴装で表紙・裏表紙共で三三丁、但し表紙・裏表紙は宝暦三年の後補である。本文は首部と末尾に欠損部分があるものと思われる。それ以外の錯簡等は特に認められない。

内容は大きく分けて、修造の奉行や大工・檜皮師の差配、資材の調達などに関する部分(一〇オ〜九オ)、下遷宮に関する部分(一〇オ〜一八ウ)、屋根の葺き替えなど実際の修造とその下行に関する部分(一九オ〜二三ウ)、上遷宮と遷宮全体に関する部分(二四オ〜二八ウ)、養天満宮の遷宮に関する部分(二九オ〜三一ウ)の五つの部分からなる。上下遷宮の進行や行列の次第が具体的に知られるだけでなく、薬師寺領の寺辺郷には五条座・今在家座という二つの番匠座が存在して、薬師寺ならびに八幡宮の修造に関わっていたなど、この史料からのみ知られる事柄も含まれている。⁽⁴⁾

②は永正十二年の遷宮に伴う宮遷法会・芸能奉納の記録である。料紙は楮紙を用い、縦二八・六糎・横一八・五糎、袋綴装で表紙共二九丁、

表紙には宝暦二年の追記があるが、紙質からすると原表紙と考えて問題ない。第一三丁の裏には若干の擦れが見られるのと、第一四丁裏と第一五丁裏の紙背に、大永四年の塔婆作事に関する評定記録が残されているので、もともと第一三丁までを綴じて帳面にしてあったものが、書き進めるうちに紙幅が足りなくなつて、その後の料紙をよそから転用して付け足したものだと分かる。

内容は主に宮遷の法会とそれに付随して奉納する延年の芸能次第であるが、寺辺郷民の行事への参加や役の負担も具体的に知ることができる。また後半の第二〇丁表以降には法会の表白文・諷誦文の文面が書き留めてあり、記主の関心の所在が伺える。先述したように、この部分は天文二十三年の際に参照されているが、その際に追記・補訂を行う過程で錯簡が生じたのか、第二五丁と第二六丁の接続がおかしく、第二六丁と第二七丁、第二七丁と第二八丁の接続にも疑いがある。但し、大永五年の元の状態を復原するだけの材料にかけるので、翻刻では現状のままとした。

③は天文十五年の遷宮に伴う宮遷法会・芸能奉納の記録である。料紙は楮紙を用い、縦二八・二糎、横一七・三糎、袋綴装で表紙・裏表紙共二四丁。但し表紙と裏表紙は地藏院主の基範による延享二年の後補である。冒頭部分と末尾に欠失が認められる。

内容は、前半に②より表白文・諷誦文を引き写した部分⁽⁷⁾があり、後半(第七丁以降)には法会・芸能の次第や下行物の収支が記される。第二三丁には「大永五年乙酉五月廿日八幡宮宮遷在之、其時日記ヲ以テ今度諸下行ニ支配在之、更以所背無之、今度之趣荒増記之、於向後も此日記面テ可有支配者也、養勝院経円権大僧都法印(花押)」とあって、表白文・諷誦文だけでなく、全体にわたつて前回の大永五年の記録を参照したことが分かる。

以上、中世の休岡八幡宮の遷宮に関する記録は、永正十二年の遷宮とその宮遷法会に関するもの(①・②)と、天文十五年の遷宮に対応する宮遷法会に関するもの(③)とが残されているわけであるが、それぞれの遷宮の間は三十一年である。これらの前後の遷宮がいつかは定かではないが、永正十二年度の前の遷宮に対する宮遷法会が明応元年であることからすると、永正十二年度の宮遷が行われた大永五年まで三十三年であり、概ね造替自体の間隔もその程度であったと思われる。これは②・③の諷誦文に「毎迎卅余廻之星霜、新企土木之功、遂造替之儀式処也」、「②の第二二丁および③の第五丁」とあるのに準じており、中世後期の薬師寺の寺家が大地域の過酷な戦禍に悩まされながらも、本来の式年による遷宮を維持しようと多大な努力を払っていたことが理解される。

註

- (1) 福持昌之「薬師寺寺僧のライフコース」(『帝塚山大学大学院人文科学研究所紀要』創刊号、二〇〇〇年)、及川「戦国期の薬師寺と唐招提寺」(『勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』山川出版社、二〇〇四年)。
(2) 経田は②「薬師寺八幡宮遷宮日記」(大永五年)の天文二十三年の追記部分に「遷宮今度迄第三度随役畢、初度ハ十三歳、乱拍子、第二度者四十六歳、乱舞、第三度ハ七十五歳、乱舞、実専房法印経田、薬師寺養勝院之住」と記しており、八幡宮の遷宮には三度あつていことが分かる。ここにいう第二度は大永五年、第三度は天文二十三年を指すと考えられるが、大永五年の②と天文二十三年の③は遷宮の作事そのものの記録ではなく、「宮遷」すなわち遷宮後に執り行われる法会・芸能奉納の記録であることを考えると、「役に随」つたというのも宮遷の法会・芸能のことを指すことになる。初度に十三歳であったというのは明応元年のことと考えられるが、それは②の本文中に「先年明応元年壬子十一月廿九日宮遷沙汰之時」(四ウ)や、「明心之旧記写之書之」(一三ウ)とあることか

らも裏付けられる。ただし明応度の宮遷についての記録は残っていないため、その内容は不明である。

- (3) 養天満宮は薬師寺領五条郷の鎮守であり、戦国期薬師寺の寺家の財務記録である『上下公文所要録』にも修造の記事は見られるので、薬師寺が造替の責任を負っていたことが分かるが、今回八満宮の造替と同時に造替後の芸能奉納が行われることになった事情、またその記録が本引付に付属させられることとなった事情は不明である。

- (4) 五条座は他に戦国期薬師寺の検断記録である「中下臈検断之引付」の大永七年七月七日の条に現れるので、名称のみは知られていた。ただそれがどのような性格の集団であるのかは不明のまま、座という呼称から一種の職能集団とのみ推測されていたわけであるが、本遷宮記録の記述とあわせて理解すれば、その性格がある程度明らかになる。

「中下臈検断之引付」の記事は、五条郷東在家の井戸替の際に、五条座の者が寺の仕丁を殺害した事件を記録している。この時は、寺家として当事者二人の住屋に放火するとともに、現場である五条郷に「尋使」と呼ばれる検断使を派遣した。尋使を遣わされると相当の饗応を要求されるため、五条郷としては、五条座の者と仕丁とが起こした事件であるからという理由で尋使の受け入れを拒んだ。最終的には寺家の命令により、五条郷と五条座の両方に尋使饗応の費用を供出させることとなったが、この事件から五条座が薬師寺寺辺郷の五条郷とは区別され、その構成員も五条郷などの郷民とは異なり、一般の公事負担者とは認識されていなかったことが理解される(前掲註1の「寺院・検断・徳政」の用語編参照)。

- (5) ②の冒頭に「自甲戌造替十二年目ニ修之」、後半の表白文を書き留めた中に「永正第十一年遷造宮於旧殿大昌一八之天、勸ム神幸於神祠、自爾以来庶務急忙、未致報賽、居諸在再既多歳、然間当大永五年乙酉撰仲冬之良辰、開仁王講肆於瑞籬之辺、捧般若法味於松壩之砌」とあるので、永正十二年の造替後に行うべき法会・芸能奉納が大永五年にまで事情により延びていたことが分かる。

- (6) 管見の限り他に関連史料も見当たらないので、具体的な作事の内容は

明らかではない。また現在紙背に残されているのが、評定記録の全体なのか、それとも冒頭部分だけなのかも判断できないが、参考のために全文の翻刻を付しておく。

(二四ウ紙背)
大永二二年甲二月日

塔婆奉行衆評定引付

薬師寺

(二五ウ紙背)
大永二二年二月一四日奉行衆評定云、

- 一 塔婆作事来十六日仁可有始行之旨一決了、
- 一同為折椅荒神供可有沙汰之旨評定了、
- 一 江州江可被遺使僧并牛玉壇供之旨評定了、
- 一 千部法花勸進而可有沙汰之旨評定了、
- 一 処々江勸進坐被遺者、各書状於可被遺之旨評定了、

(7) ここから作事の差配をする「塔婆奉行」の職責には、無事の竣工を祈願するための祈祷の差配や、資金の調達まで含まれていることが分かる。中世後期の薬師寺では、一般に伽藍の修繕経費は經常収入の中の五月会銭などから支出するようであるが、天文八年の勘定集会では、東塔の修理のために反銭の徴収を決定し、反銭の奉行人のほかに、「塔之奉行」を臨時に選定している(「上下公文所要録」一六ウ)ので、臨時の反銭賦課や勸進に頼らなければならないような大規模な修造には、「塔之奉行」・「塔婆奉行」などの名称で臨時の奉行を選定したものと考えておきたい。

(7) この部分に②とほぼ同文で「天文第十五曆而遂造替於旧殿、大呂十九之天、勸神幸於新祠、自爾以来庶務念忙未致報賽、居諸在萬既多歲、然間当天文廿三年甲寅黄鐘廿二日撰仲冬之良辰、開仁王講肆於瑞籬之辺、捧般若法味於松孺之砌、」とあって、これが天文十五年の造替に対応したものであることが分かる。

凡 例

- 一 漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部正字も用いた。また変体仮名は現代の仮名に改めた。
- 一 本文は追込みとしたが、行変りは「 \surd 」で表し、丁変りは該当箇所丁数・表裏を傍注した。
- 一 表紙・付箋・押紙・異筆等は「 \square 」内に記して本文と区別し、()で傍注した。
- 一 校訂注は「 \square 」で傍注した。
- 一 虫損等により判読できない箇所は□で表した。
- 一 本文中に適宜読点・並列点を加えた。

【史料本文】

①永正十二年八幡宮遷宮引付

〔表紙〕
式帖之内一

永正十二年文應月十四日上遷宮
宝曆三癸酉年迄二百一十五年成也 養勝院

檜皮師并大工等之遺方奉行兩人御かな陳ツ、ミ等之事下行之事

八幡宮御遷宮上遷宮之引付

付、亥極月三日養天満宮下上遷宮供養法事之事

〔経円得業〕

一二奉行者寺僧衆六番仁ヲリテ沙汰、但一臈・二臈者ノ随意之間除之、床敷セラル只前者、大湯屋ニテ檜皮ソロエノサセラル云々、今度者講師坊ニテ沙汰之、留主坊主禪宗房ト云人居住了、

一南方之檜皮大工、今度興福寺尊教院ヨリ買得了、ノ売券等被渡了、仍寺家代官ハナラ（奈息）ユルキ彦四郎ノト云物ニ彼沙汰了、此度計之書状ヲ致了、於以後者、ノ誰人成共寺家之可為随意旨堅申定了、

一南方之宿今在家四郎二郎方、北方之宿同養天満ノ庵室、宿所者両方共

二檜皮師方ヨリ劬勞了、

一三檜皮ソロエル所之職人不可宿之、奉行ヨリ外他人ニノ不可被存知、今度者不入取ノ檜皮師端之講師坊ニノ置了、仍檜皮以下多失墜了云々、

一彦四郎男檜皮五百皮分悉、当ヲ出了、其通用意之処仁、ノ不足之間忽百皮出了、仍六百皮余入了、代物者於ノ一駄五百五十文或六百文ツ、ニ出之、何も随分之檜皮也、

一檜皮師作料日別金伏壹斗宛、但五日一度ツ、ノ別硯酒トテ一升ツ、人別下行之、此外大工者ノ日別一升ツ、下行在之、然共寺家之代官彦四郎方ヘハノ下行無之、如此別硯酒トテ下行アレトモ、奉行衆等ノ風防之次ニハ細々一献サセラレ畢、是者只時奉行ノ之意得也、非定例（二八）、

一檜皮師兼日ニ八幡之水垣之内入而、丈ヲ打其ノ覚悟致了、先規如此、

一杉樫、

一真木樫、

一真木曾木一駄八百枚、代物壹貫六百文、本社御後ノ蓋檜皮ニマセテ葺了、先年者真木樫ヲ以テ被ノ葺、今度者真木曾木計也、

一真木瓦板七枚中門之料、此内一枚者同破風、代物六百文ツ、ノ長九尺、アツサ二寸、広一尺、フシナシ、

一三真木板無節四十枚、水垣松童子等之御蓋之料、

一長六尺五寸、アツサ一寸五分、広一尺、代物百六十文ツ、

一八支木六本歟、代物三百五十文ツ、

一真木柱二本、檜皮トメカワ之料、五寸四方、長六尺、代物四百文ツ、二百五十文ツ、

一真木ヲカ板五十枚、代物八十文ツ、御殿裏板以下ニ打ヨリテカワルヘシ、ノ今度者ヲシコメテ詫候間、せ板多ク在之、無用也、

一三マサ柱四本、御殿大床之柱之料、五寸四方、長一丈三尺ニアツラエル、二尺ハカリアマル、無用之事也、代一貫文、此柱ノ先度者不替歟、

一三支料、五支、所之料、代物二百五十文ツ、

一二支料、四支料、合八支、東院ヨリ請取了、

一ケタ木四支、自東院請取了、

一四当山檜木大小四五本切テ、脇御殿破風以下ノ諸辺遣之、

一御殿之後、枯タル檜木之大ナル一本アリ、ナラシテ板ニノ引テ、御殿之大床ニ敷之、

一御殿大床之柱旧四か内、三本者引ワリテ御殿之料遣、ノ一本者神主方ヘ渡之、定非例歟、今度者ノ如此沙汰了、

一水垣之蓋之旧板ニテ、同水垣之下之ハタ板是取替、又ノ旧ハタ板ヲハ端々神主方ヘ渡之、

一中門之戸新造之、但上連子者旧者也、鳩モ少々新造、ノ中門之戸ニク

ル、始今度沙汰也、

一水垣格子四間分新造之、蓋者悉以新造也、蓋ニハ墨之上ニ^(五)エノ油ヲ引、一升用意了、私之物ニヒカセ了、

一樓門之格子当山之木ニテ沙汰、番匠卅日手間ナリ、作料ノ廿日分東院坊主順観房五師寄進也、十日之作料者ノ十輪院坊主慣了房五師寄進也、又キノ上ノ格子者ノ水垣之旧格子也、

一番匠方之作事六月廿三日ヨリ始之、時之大工今在家ノ三郎次郎男、棟梁同太郎三郎男、番匠人数都合ノ六百六十一人歟、

一番匠之作料日別金伏壹斗宛也、但五日一度別硯酒トテノ同升一升宛下行也、時大工者二升下行之、

一番匠座中人数廿八人在之、他所之座中モ公事以下如当所沙汰了、仍各出仕了、

^(五)御殿清鉋事、先規者四人也、今度者一人ノ沙汰了、ノ装束者立烏帽子・淨衣・覆面・白タヒ・手袋等在之、仍ノ覆面・手袋之紙者厚紙一帖下行アリ、□ツキノ布ノ一端百五十文ツ、ノ布也、鉋之代貳百文ツ、兩人ニ下行、ノ一人者時之大工、一人者□權大工也、但正權之大工共今ノ在家座ニ在之者、權大工分者五条座ヨリ可出、若五条ノ座ニ又正權

之大工在之者、權大工分者今在家ヨリ可出、何も両座ヨリ一人ツ、可出罷也、今度者大工者ノ今在家座三郎二郎男、權者五条座四郎次郎男也、

一清鉋之次第者、兩人正面ヨリ本社ニ入テ、奥ヨリノ懸テ口エ出了、其後一人ツ、脇之御殿ニ入、奥ヨリノカクル、番匠方ヘハ作料分壹斗ツ、下行也、別而行ノ無之、大工者北方、權者南方ヲカクル、

一清鉋之日者、番匠別火ニテ罷出了、

一番匠之作事者南之御廊ニテ在之、檜皮師者ノ北御廊之サエヨリ東ニ居、一奉行衆者北御廊南ニ間ニ出仕在之、毎朝西院ノ六ヲ定量ニ各々出仕也、

仍諸職人等各々早參也、

一奉行衆者三輩ヲ五番ニヨリテ六人ツ、之出仕也、ノ但少学頭者毎日出仕定番也、

一御殿之瓦、於莊嚴飯屋被作了、土者柴之辻之土也、ノ卯月廿六日ヨリ作了、

一瓦^(カワラカマ)鎌者參籠坊南方ニテ焼了、
一柴之事、当山之枝端々并寺中之木之枝等沙汰也、鐘樓工入了、ノ一鎌二柴廿余、ワリ木廿計宛入了、
先度者奉行ヲ申付了、今度者無之、仍柴多今了、

一瓦作、日別六升五合宛下行也、但五日一度之別硯酒トテノ人別一升宛下行也、当日之出仕ヘハカリノ下行也、

一鎌帷布一端、代百五十文ニテ買了、下行之、
一祝一献之代、三斗下行、御殿之瓦被作事、今度始也歟、仍先規其跡不知之、依申如形下行也、

一鎌焼始時、^(神酒)三木一銚子下行、
一瓦焼ニハ夜之作料モ如意下行、其外買夫一人ツヘ了、
一瓦作方入物事、

布キレ カウムキ 船板一ツホ^(松イタ) 瓦形者ノシリエタヨリ持来、
敷筵以下用意了、

一御殿之瓦事、
一(装)瓦 百十枚 軒瓦二百卅枚
一(鐘)瓦 アフミ瓦 二百卅枚 平瓦四百五十枚
一(八)瓦 面戸瓦 二百枚 師子瓦 六

合千二百廿六枚歟、
此内少者余算アリ、

一御殿御後築地之蓋瓦事、
平瓦 千二百枚 丸瓦六百枚
余算瓦

平瓦 二百枚 丸瓦三百枚

一 樓門敷瓦 二百枚 都合三千七百廿六枚歟、

一 御殿後築地蓋東方分一向曾木也、今度瓦被作以次彼蓋ヲ瓦ニテ葺了、

一 柴其外少々之物共大鐘樓江入了、

一 足シロノ才木等奈良ニテ買了、先年者足代之才木ノ等当所ニテ借用ノ

其沙汰アル由申、然共今度者可然ノ才木等無之間買了、

一 足シロノ才木・竹等檜皮師一円切盜、過分事共也、ノ於以後者足シロ

之木・竹・カスカキ以下、兩棟梁ニ可被ノ渡之者歟、

一 招提寺長老荒神供兩三日彼寺ニテ沙汰、ノ吉日等自是被申了、供物之

代壹貫文、施物同ノ壹貫文、合貳貫文、年預方へ渡之、使仕丁広次、

ノ今度者十月十八日ヨリ三日始行之、長老方ヨリ結願以後卷数等被遣了、使中間奄春之物來、

(九、白紙)

一 下遷宮并軒付・軒切・棟褻：上遷宮吉日一度仁ノ幸徳井へ回了、使順

識承仕、百文上了、

一 定日在之、西院当行衆方并招提寺長老方へ定日ノ之事申送、当行衆者

七日之別火、西院之南北之門ノ二高尻目ヲ引之、長老方ニモ別而可有

其覚悟也、

一 遷殿之煤灸拂当行衆之役也、為風防瓶子一并ノ兩種如形相調遣之了、

一 先年之日記ニハ風防之代ノ百五十文下行ト見タリ、然共御瓶子ヲ被下

タリト覚ノ由西院坊主被申間、今度者如此沙汰了、

一 簾六間神主方へ下行、五間者御遷殿ニ被懸ノ之、一間者正面之戸ニ被

懸了、此等之荘者神主与ノ神人之沙汰也、風防少下行有之、

一 御遷殿西方ヲハ薦ヲ以テ拵、階江者後門ノ西戸ノスク床之ノ端ヨリ橋

ヲ懸ル上ニ新薦ヲ敷了、薦トハノ神主拜領也、拵之道具者悉以寺家之也、

一 遷殿之御輿者クラカケニアリテ、其上ニ居申、十九所同ノ事也、

一 階之下ヲモ拵切テ人ヲ不入、薬師経等之出仕、ノ上葉衆以下後戸ヨリ

在之、

一 下遷宮之路次等掃地、下藪分之沙汰也、夜陰傳教院ノ之人夫、惣郷二

辺之終、三辺之コクチニ出了、

一 柱松等用意、下藪分奉行也、柴机以下之物、少学ノ頭方ヨリ用意シテ

出了、講師坊ニテイワセラレ了、

一 繩者地下ヲ勸進也、先度モ勸進之跡アル間、今度ノモ沙汰也、

一 下藪分方之人夫、硯酒等之代五貫余之入目歟、

一 下遷宮以前、金堂八幡ニテ一万卷心経等祈禱有之、

一 柱松者先規者少学頭之許ニテ用意セラル、間、柴以下ノ被買畢、旧物申、然共今度者下藪分之沙汰也、

一 下遷宮之定日、兼日ニ地下江下知有之、白人之神人者各々ノ前三日

之請進也、仍為覚悟也、

一 神主者前七日金堂參籠有而堂内不出候、別火也、ノ私坊へ罷被出候事

無之、中綱部屋ニテ世事有之、

一 下遷宮之夜、招提寺長老六之過程仁金堂之大床ノ迄出仕有而、少学頭

之方へ安内アリ、少学頭同道致而ノ遷殿灑水在之、其後八幡宮之北之

御廊仁隱ノ密之儀ニテ人御、長老者香之衣・香袈裟、侍者四人、ノ

此外灑水持之沙弥一人、行者等在之、行燈被持了、長老者ノ乗物ニテ

出仕有、講堂後之時分迄乗物歟、

一 行烈之衆、兎・裏頭者樓門之外仁東上ニ立了、今度者ノ西上ニ立了、

越度也云々、学衆者正面之北脇、堂方者南脇也、ソレノヨリ次第二白

人神人以下如旧記西仁座烈了、

一 柱松樓門之外仁右左ニ立、西鳥居ヨリ内以上六本立、路次之ノ松何も

右左ニ立了、八幡之前ノト金堂之御後門之松ト者、ノ余之ヨリモ一段

大ニウツクシクイワセラレ畢、此両所者／自前火付間、余算之松用意アリテ立被替了、

一御行之路次之事、楼門ヨリ西鳥居ニ出テ宮之岡ヲ北エ／行、弁才天之角ヨリ東ニ行テ南大門ニ入、中門之前／ヲ西エ行、道馬之角ヨリ北エ西之廻廊ヲ行、西南之門ノ之道リヲ東エ行、講堂之西ノ壇之道リヨリスクニ金堂之□後門之西之戸ヨリ入テ階ニ上申、

一行列路次悉以二行也、

一灑水之施物下：上遷宮壹貫文ツ、兩度合貳貫文也、／先年者一度ニ施物被送ト見タリ、今度者其刻臆而送ノ之了、返事箱入了、

一遷宮十月廿六日亥時也、以外之大雨降畢、神主ノ之伯母播州ニテ他界ノスルヲ無存知而、其沙汰被致候間、／併此故かと後ニ申驚了、仍院宣申、除服而御供之ノ役沙汰也、

一檜皮師与三郎当年八月迄親服者也、檜皮以下ノ綺事不叶間、院宣ヲ申其沙汰可致由、寺門仁致披ノ露了、無子細由返条間、則院宣申其沙汰致了、

一遷宮之夜者、少学頭者重衣ニ打懸袈裟、僮僕兩ノ三人行燈持了、仕丁一人召具、行烈之次第等以旧ノ記下知了、其外知音之方一兩人申進、以旧記西ノ鳥居辺ニ進而行烈之次第交合之了、少学頭者／楼門之下ニ進、行烈之次第見了、

一御輿之莊者一円神主之沙汰也、錦三丈五尺タカハカリ、／アツカミ三帖下行了、錦者五十文切也、奈良ニテ誂了、／任先規如此下行了也、然共錦少不足之様二見了、御輿之御蓋ハ／玉計ニテ一向無之、蓋毛錦アルヘキカトノ云々、

一御輿者金堂ヨリ当行衆カキテ御廊之北戸ヨリ入、／宝前ニ居申、其ヨリ者神人之沙汰也、

一神主蠟燭ヲ燈テ御殿之内入、被調了、

一兩殿之十九所者神主前ヨリ紙ヲ以テ裹、用意シテ置被ノ申了、是者權神主之役也、今度者權無間、正神主沙汰也、

一遷宮之次第、先南ミ十九所ヲ出被申、神人請取申、／中門之南脇ニ机置テ其上居申、次北十九所出被ノ申、同神人請取申、中門之北脇ニ是机ヲ置テ其上二居ノ申、是者權神主之役也云々、今度者權神主無之間、正神主ノ沙汰也、次本社ニ入テ御神ヲ御輿ニ写被申、中門之ノ前仁西エ向申テ鞍懸之上ニ居申、今度者大雨降間、／十九所ヲハ楼門之下迄出而居申、事調テ後、御輿ノ御前ニ向テ長老灑水有之、次御行

一御行之路次新薦被敷了、今度者百枚之用意也、／只前之旧記云、新薦

少々用意有之、仍上遷宮之時者少々ノ用意也、神主之拜領也、

一赤衣之仕丁兩人、是御前也、楼門之両之脇石壇之上ニ立了、／御行之時分、ヲウト云テ二行烈之前ヲ西エサカリ行、

一遷宮以前ニ南大門ニテ蜂起有之、

一下遷宮行烈之次第

第一番之前 御前仕丁兩人左一福共着茅輪、赤衣、

次 淨衣仕丁 左右

次 衣中綱 左右
次 法服中綱五帖袈裟 左二福
次 三綱法服・平袈裟 僮僕二人 香直垂 張燈持之、左右
次 白人神人 サキニ行、一番七条廿人 尻江田二人 觀音寺二人
次六条八人 傳教院三人 宿院一人
次五条十人 西大路・柳二人 次今在家十人 各左右已上七十八人

次 黃衣神人 御物持之、左右
次 御幣持神人 一臈着茅輪、中ヲ行、
次 氏人行元 俗人之中數一人下向也、昔者當所ニ多アリト云々、立烏帽子ニ淨衣、

次 中ヲ行、灑水、招提寺之長老、伴僧四人左右、七条之袈裟着之、二行ニワキヲ行、

次 權神主、着茅輪、今度者無之、

次 神主、着茅輪、

次 御輿、中当行衆上四人メカク、円良房、淨春房、円教房、春賢房重衣・白五帖、

次 十九所左三枚、榮梅房、先規者四人、今度者一人也、忍教房、当行衆之末、重衣、白五帖、

次 成業衆、白上衆次第二前二行、鈍色・白五帖但、大五師者、左二立、北、各々張燈、

次 大以上衆、白上衆次第二前二行、鈍色・白五帖堂方者背甲、右二立、南、端張燈、

次 裏頭、左右之次第無之、

次 尼裏頭、三人四人不明、

御輿ヨリ前者路上、御輿ヨリ跡者前カ上也、何も御輿ニ近ヲ上リトス云々、

一 御前之仕丁ヨリ次第第二金堂後之庭ニ留、皆躊躇、

一 階ニ上衆者、黄衣之神人、御輿之役者、十九所之役者、(二十七)灑水之役者、

正・權神主等也、少学頭者堂内ニ入、下地了、

一 階ニハ蠟燭ラソウソク二行ニ立、柱ニハ燈燭トウカウヲ打テ火燭ス、北戸之ソトニモ二行ニ燭、

一 御輿納テ以後各々退散、但中下藪之衆者中門辺ニテ又峰起有之、ソレヨリ退散了、

一 御輿納テ御供備之、神主方ヨリ、

一 松童子之下遷宮同夜有之、神主・神人一藪・二藪迄之役也、

一 吉祥天女之御厨子ヲハ、神人之一藪金堂之賓頭盧之御前之机(二八オ)ニ居中、

自余之御道具共者參籠坊之経部屋ニ置是、先規也、

一 御供以下者金堂之御前之西戸ヲタテ、其上ニ簾ミスク一間懸テ、机ヲ置ノ備之、燈廬ヲモ作、三格子ノ内ニ竹ヲワタシテツリ畢、格子ノ内西

ノ端一間拵切テ、神人之外出入セス、御供之道具者尼部屋ノニ置之、

一金堂之西之大床、東之端ヲ拵切テ、御前ニハ高座居ノ疊タタミヲ敷、各々出

仕有之、御神樂も爰ニテ有、御廊之通也、(トヨリ)

一 下遷宮ヨリ上遷宮迄毎日廿一卷之心経有之、(二八ウ)兩ノ座西院之五ヲ定之出仕也、於少学頭毎日無闕所出仕致了、

一 下・上遷宮之間、毎日洗米之神供金伏一升宛下行也、神主之沙汰也、

御神樂之三木者各々以魂志被參、但闕所之時者神主ノ方ヨリ被申少分之札下行也、仍御神樂一日モ闕所無之、(モ、ス、ハ、ハ、)雖非先規、依少儀内儀申合

如此下行也、

一 学衆方之裏頭者、後門之道、南上ニ西向立、堂方之裏ノ頭者、西之方

二東ニ向テ立了、

一 下・上遷宮之夜者、番匠一・二人召具、自然為俄所用也、

一 軒付事、十一月六日巳午之時、兩大工折鳥帽子ノ上下ニテ出仕了、(神)

惣奉行衆無出仕者、当日迄奉行衆也、

一 祝料之事、金伏三斗兩大工ニ渡之、

一 軒切・祝料事、壹貫文兩大工方ヘ下行了、何も散米算升ツ、三木之滴一銀字ツ、此八旧記ニハ無之、然共座中一獻程下行也、

真麻三把之代六百文下行、合壹貫六百文下行也、何も任先規、

一 南方寺家大工分、此内ヨリ貳百文彦四郎上了、今度ハ彦四郎私曲ニ

ヨツテ如此減少シテ上了、於後代者可被ノ意得者也、北之大工取程可

被取事也、

一 本社御蓋正面ヲ分テ半分ツ、兩大工葺畢、南ノ之脇御殿者寺家代官彦

四郎方葺了、北之脇御殿者ノ与三郎方葺了、

一 ソロエ檜皮・榑・カンキ何も半分ツ、二分テ渡之、ノ金針者隨申渡之、

一 不付金針奉行事、越度候由申、何方にも被付者也云々、

一 檜皮師共奉行之前ヲハキモノヲハキ、或者榑ヲ以テノホクリヲ作ハキ

ナトスル事、言語道断之緩急条各々ノ腹立也、仍兩大工ヲ召寄、堅可

有停止旨加下知了、ノ自其シテハ一向ニハキモノ・ホクリ等ハク事無之、

- 一 檜皮師針大少用意也、三寸之竹針百文宛貳千五百ツ、／買了、カ所之物共作之ウリ了、少針者檜皮師本ヲ／出テ爰ニテ誂了、百文ニ八升ツ、買之、取不入如此カ了、／百文宛ニ壹斗ツ、売歟、金伏ニテ、
- 一 竹之少針者寺類兩座、老若中綱・神主・神人各々／金伏三升宛勸進也、竹ヲハ寺家ヨリクハル、悉以／沙汰也、或代錢ニテ出人モアリ、
- 一 御棟裏事、
- 十一月十二日辰時、兩座出仕如常、各々仮衣也、当座之一獻コシ在之、／昔者学衆計一獻アリト旧記ニ見タリ、今度者兩座在之、／取希ニテ沙汰之、中綱一兩人罷出拜膳了、
- 一 神主者淨衣ニテ南御廊東ヨリ二間目ニ出仕アリ、神人等同／罷出了、
- 一 同獻在之、
- 一 檜皮師兩大工者立烏帽子ニ淨衣・襪ニテ出仕、座中者／悉上下ニ折烏帽子ニテ出仕、自樓門入テ北御廊三間之分ニ／座了、
- 一 棟之槌者同時ニ沙汰也、兩大工沙汰之、
- 一 棟之祝料伍貫文、本社二三貫文、脇御殿ニ壹貫文／ツ、懸了、
- 一 同獻之代トテ一貫文檜皮師兩座中へ下行也、当社ニテワ一獻無之、
- 一 馬三疋兩座之大工方へ引之、壹疋之代五百文ツ、仍七百／五十文与私之屋トニテ沙汰之、
- 一 三郎方へ渡了、彦四郎方者大工寺家之所持ナル間、料／足者七百五十文之分寺へ取了、然共折紙ヲハ当座ノ入目ニ出／可給由彦四郎申間、出了、
- 一 棟裏之時、土袋トテ布一端ヲ出由檜皮師申、然共旧記ニ／不見間、不出之、如常ナワカルコニテ沙汰了、
- 一 棟ヲハ十二月六日ニ仕事之アカル時、棟裏祝言者同十二日ニ沙汰也、
- 一 然共今日モ作料者如常壹斗宛人別下行也、
- 一 棟之祝言成就在之、檜皮師方之一獻者屋トエ罷返沙汰也、
- 一 棟裏買物之事、

- 一 善綱之布三端四百五十文、前ノ日記ニハ七反トアリ、今度者応永ノ之任旧記如此沙汰也、後筆「彼旧記者焼失之時日記アリ、仍以後者其意得ラルヘシ、」善綱（短）ミシカシトノ沙汰也、樓門之内ニアリ、
- 一 御幣串ニハ松板ヲ引テ沙汰了、只前者真木ウラ木ニテ沙汰歟、
- 一 餅スエル板九枚、松板ニテ沙汰了、三キリ、足ニハ杉樽也、
- 一 小ヲシキ 一束廿文、大ヲシキ 三ニテウ 十五文、
- 一 コフ・カケクリ・カキ一連、常用寺類中ニ、
- 一 御幣布ニタン 三百五十文、
- 一 布ニタン・上筵二枚、兩人之ヒサツキ之料、
- 一 ワタ三百文兩人ニ下行、御幣之料、
- 一 真麻三把四百五十文ニテ買、兩人ニ下行、御幣之料、
- 一 コウシ五テウ、兩人方へ下行、御幣ノ料、
- 一 長合三升ツ、入テノ為木サキト二、カシ桶三先度者五用意下見タリ、
- 一 散米ノ為木サキト二、ヒサケ提五エタ、
- 一 木瓶子五エタ、
- 一 餅、本社九枚三升ツ、脇御殿二升ツ、ノ餅十八枚、合／合八斗下行了、此内六斗三升者餅、折紙壹斗七升者雜用也、任先規下行也、
- 一 兩定使沙汰了、今度者柴代百文（三）行了、
- 一 今在家四郎次郎・樋口五郎兩人シテツク、
- 一 御棟裏之時祝料、北方与三郎上分記之了、
- 一 ヒサツキ丸 同筵円 ヲカミ幣円
- 一 散米 サキト円 善綱半分
- 一 餅打敷布半分 祝之料足半分此内ヨリスエ一部ト云物ヲ出由申、今度者百廿五文六歟
- 一 餅半分 北方大工与三郎方へ以内義拝領分相尋、為覚悟記之了、
- 一 此分南方之大工モ寺家可上処、寺ニ取不入間、如形／運上申了、
- 一 料足八百文トヲカミヘイ円ト、餅／一膳ト進上了、相残悉以可上
- 一 由下知之所ノ兔角申間、其分ニテ無沙汰了、
- 一 一針大工方へ棟裏之時五百文折紙在之、淨衣ニテ／出仕アリ、

(二四)
一八幡宮上遷宮行列次第之事、十一月十四日亥時

御前仕丁兩人左二藤 各々着赤衣、

次 淨衣仕丁 左右

次 衣中綱 左右

次 法服中綱 五帖袈裟ゲサ・白裳 左三藤・右二藤

次 三綱 法服・平袈裟ゲサ 寺僕二人香直垂 帳灯持之、

次 白人神人 七条廿人シロエタ二人センチンヲスル、ソレヨリ日記ノ次第ノコトシ、 九条廿人観音寺二人

(二四)
六条八人傳教院三人 宿院一人

五条十人

今在家十人西大路・柳二人 御輿ノキワノウ供也、

已上七十八人、各々左右行烈了、

一上遷宮之時、白人神人分悉タキマツヲ用意致、罷出了、白人神人

方へ之下行物者一切無之、郷役ニ罷出了、講堂ノ未申之角ニカ、リヲ

焼了、タイマツニ火ヲトホスヘキ用也、

一七条之郷ヨリ始テ前工行、今在家者御輿ソイナリ、一アト也、

(二五)
次 黄衣神人 御初共持之、各左右、

次 御幣持 神人一藤 着茅輪、中ヲ行、

次 氏人ウヂノカタ 伶人中殿ウヂノカタ行元、一人下向、淨衣、

次 灑水 招提寺長老香衣・同袈裟 舞盛専慶房、 伴僧四人 灑水持之僧一人

次 權神主 着茅輪、今度者無之、

次 神主中ヲ行 着茅輪、七日別火、金堂ニテ沙汰了、

次 御輿中ヲ行 当行衆上四人、如下遷宮次第、七日別火、西院ニテ沙汰了、

(二六)
次 十九所 当行衆二人、如下遷宮、

次 成業衆 鈍色・白五帖、但一藤者□□、白上衆次第二前工行、左、

次 大已上大法師 鈍色・白五帖、但堂司者青甲、白上衆次第二前工行、右、

各帳燈被持之畢、

次 裏頭 左右次第無之、

各々楼門ヨリ上者不登、但役者上了、

一御輿納テ長老以下衆楼門被出、其ヨリ北エ退出了、

(二七)
一上遷宮以後、御輿金堂エ当行衆カキテ行了、

一上遷宮以後、中門之御蓋、番匠七・八人召テ其夜ニ上サセ了、硯酒

百文当座之儀ニテ下了、

一上遷宮下利物事、

五百文 御湯料

百五十文 神人中風防

御幣紙 二帖厚紙 代五十文

百五十文 御幣布一端之代

(二八)
三百文 一藤・二藤仕丁茅輪代 六百元

百文 中綱中風防 二百文 御神氏人

布一文 御殿ノコイ布ノ料 桶一 杉一内陳之料

御鉢卷 一帖 御神供米式斗金伏定上巳神主方へ下行、

ラソソク 五丁神主方へ下行、

松童子上遷宮事、

御幣布一端 代百五十文 厚紙一帖 代廿五文

散米一升 百五十文 神人ヲ、イ布代

(二九)
御殿ニヌリノ事、

シリエタ瓦作、其外地下諸堂坊主、若僮タウ之人タチノカタヲキテ沙汰了、

一ニワシリエタ山ニテ取テ焼了、シセンウステヒキノ絹ノサケヲフルイ

ニシテ、何モウツクシク沙汰了、

一御殿并壇以下石ハキ五俵 百十文ツ、歟、

一師子・コマ犬・サイシキ 五貫文此内ニテハト并御勝ノツクエノエマテ沙汰了、

中御門 藤寄殿沙汰之、

(二七) 一御簾十二間 六貫五百文

親連房押了、當所ニテサシクニ沙汰了

一御金物目キ 新造ノ物端々 代物合四貫五百文ナラキノ上ノ物

一金物大工、大安寺向井殿ヨリ今度六貫文ニ買得了、當所ニテサシクニ沙汰了、
仍永代於金物大工者他違乱不可ノ有之者也、

一番匠座中壹石祝料下行了、定例ニハ非ス、ノ其時可隨歟、

一番匠方棟梁太郎三郎、五斗分骨分下行、定非例、

(二八) 一御造宮料物之事、三ヶ年之間反別百文宛之ノ反錢ヲ相懸了、前二ヶ年
与其年迄合三ヶ年也、

一御造宮方之種子米八十斛余アリ、以之諸下行了、ノ寺庫ニテノ支配也、

一金針者入ヲ法量ニ大工方ヨリ召寄了、七貫文ノ余之入目歟、

一格子(耐)ノヒチ金・ヲリカスカキ・水壇ノ下之針隠、ノ其外之物共者直香

阿弥ニ詫了、大工方へ者下ノ知無之、

一上遷宮・下遷宮之時、柱松立事者下藪分沙汰也、ノ火ヲトホスコト者

沙汰人ヨリ各人夫一人ツ、出間、さ様ノ之物共ニサセ了、

一上・下遷宮之時刻者亥之時、大鐘樓之初夜之鐘ヲツノキテ後也、

(二九) 養天満宮遷之事、

永正十二年乙十二月三日始行、各々鈍色・白五帖、講読ハ紫青

一会定之事、職衆十人、此外読師者西院堂司、梵音 文殊院

長懷五師長懷院 尊師 心成院 眼師 梵音 文殊院

散花唐院 覺美々々 賞壽々々 長誼々々

懷禪得業經田 少学頭堂達 延向 英乘 長胤

長基懷尊

表白神分 祈願 諷誦 所講仁王般若經

当日以外大雨之間、延年者後日四日ニ在之、他所之少人等ノ從然余為

慰申、少学頭之許ニテ拍子合トテ各々會ノ合、致具足等懸御目、其後

管絃・朗詠・乱舞・少人之舞以下ノ端々在之、其後一献常以義式沙汰、

夜入迄之遊以外之事ノ共、驚目題目共也、猿樂以下推參了、

一延年之次第之事、於文殊院之堂集會了、自其ノ仮屋工出仕、仮屋者樓

門之下、石壇之前□了、壽樂ノ樂人者伶人方、琴者辻殿沙汰、其後□

□欄宜差、

仮屋樂 僉議懶了房五師 弁大衆 良宗房 樂殿房 □宗房

披露之中綱成禪房五師 樂 誦物才十鉄 □

中俱舍宗惠房 □□リノ乱舞宗実房 中□

セキ実専房 樂 朗詠実専房 □

後白拍子千満殿 開□順觀房五師 □

伽陀和光同應 実専房 □

(三〇) 連事延觀房五師 行觀房 □

越殿樂 糸ヨリ藤寄殿 院 夫□

児カカシロ 藤千代殿 法隆寺湯屋坊子息 葉村 藤若殿 曾采中殿 各々無

衆 風流西王母 大頭□ 龜□

乱拍子兩人藤千代殿 藤満殿 チリ樂ニテ少人□

(三一) 仮屋ニテ少人装束替、自正面□ □屋ノ西院方衆児・裏頭以
下出仕□ □各々出仕、

一ツリカ、リニ□ □八十六□ □カ、リハ地下ヨ

リ申□猿樂迄□ □カ、リノ下二水ヲ、カサル□

一北御門猿樂之次第事、

ワキ ヲキ松 ス、カノ明□

(三二) シヤウ、 以上 狂言□

次六条之猿樂之次第、

ワキ アラシ山 □□原ノ□

狂言

今度宮遷不^レ□

□問、猿□

□／如何之処、無其儀、

衣装等一段之□

□／講算他所之講讀面目之至□

(終)

②薬師寺八幡宮遷宮日記(大永五年)

大永五年酉十一月廿日 養勝院

薬師寺
八幡宮遷宮日記

実專得業

経円

断鷹勝神双

八幡宮宮遷次第、大永五年酉十一月廿日執行之^{自甲戌造替十}

先於樂屋集会乱声、

次神供 楽在之、御供奉献如常時□

次伝供之伽陀、於正面沙汰之、音頭五人^之□

散花 梵音 錫杖^{已五人御廊東方如常西}

願此香花雲 遍滿十方界 供養一切佛 経□

願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆□

伶人中門之下工寄テ付物在之、^{伶人中門之下}

旧記ニハ如此アリ、今度者殊祝ノ次□

高座 楽有之、大鼓三日□

次 舞 左右 舞有三番已後唄□

次 唄 浄観房五師^{心藏院之住持}

次 散花 行観房 中臈

次 梵音 宗実房得業

次 舞 左 万歳楽^平

次 錫杖 了勒房 中臈 色□

次 舞 右 延喜楽

次 導師敬白^{神分 表白 諷誦} 十輪院之住持 慣了房僧都^{法服ニ金乱ノ袈裟、}

次 堂達作法^{取諷誦文咒願歎、咒願畢、立中門高座間向社壇披見、} 性願房五師之沙汰^{今度者無安内ニテムサ、}

次 咒願 延観房五師

次 読師 揚経題名 堂司 浄春房大^{金剛院住持}

次 経釈^{仁王般若経惣尺也、所講事不勸出先規之問、依今度評定、}

次 下高座 楽有之、^{此後草座・香爐箱・三衣箱已下從僧取之、}

次 入調^{已夕座} 次第歎 朝座分

案摩 二舞

蘇合 退宿徳^{セウトク}

三台 皇仁

賀殿 長保楽

耳洲 登天楽

散乎^{横皮懸之、} 貴徳^{横皮懸之、}

陵王^{横皮懸之、} 納曾利^{横皮懸之、}

以上、

樂屋前棚置之、左右造花十二瓶、水引無之、^(端食)

ハシハミニ水引之ノ形

二絵ヲ書ク、

瓶子四 銚子鍔二具 粽十二^{合代物ニテ学頭兵庫方へ下行、}

一 樂屋前左右葉範柳二懸之、一本ツ、ハコ数四五ツ、アル歎、不分明、

一 舞台之廻二庭幡十流立之、^{今度者八流立之、招提寺ニテ借用、}

一 大大鼓之事、左右ニ可置之、二面成ニ事闕間、伶人方申ノ合一面置之、

興福寺ニテ借用、

一舞台事、事闕聞、大乘院殿ヨリ床四枚借用有テ、招提寺ノ講堂之床ヲ

下ニ敷テ、高乱ヲ上ニ置、地布与ノ水引トワ生馬ニテ少学頭被借畢、

依縁者有也、

一出仕人数之事、

慣了房僧都納・袈裟於御座草鞋、淨觀房五師唄已下法服・青甲、

延觀房五師咒願西、性順房々々堂達西、

宗順房得業傳供伽陀一、願此香花雲、実專房得業傳供伽陀一、願以此功德、

宗実房々々散花、

行觀房散花東座、少学頭禪觀房西、

学專房西、了勒房錫杖東座、

深宗房西、

已上之衆悉以備学者也、

読師淨春房大時之堂司 納・袈裟於御座草鞋着之、南御座東座着、香呂箱持之、

会奉行公文時之公文次第 觀性房南御座西座北端出仕、諸式之次第以承任下知是者先規ヨリ公文ノ座式也、

神主晴氏着衣冠、候社壇、

承仕二人門付衣白袴三ヶ日出仕、今度者白袴不着之、無其謂歟、

一表白者、先年明応元年壬子十一月廿九日宮遷沙汰之時、南都ノ興福寺東

北院々々主任円大僧正御沙汰之本在之間、今度も此本ノニテ沙汰也、

諷誦文者導師長懷僧都之沙汰ナリ、作之

一出仕僮僕等之事、

導師分 從僧一人 力者一人 フタコ一人 走童一人

直垂着中間一人 又童子二人

一読師分 從僧一人 力者一人 直垂着中間一人 走童一人

一咒願已下諸出仕者 直垂着中間二人 走童一人ツ、

一左右樂屋間ニ中門立之、黒木也、

(五才)徒 衆都分之裏頭者始終中門ニ立、西日能間分、初日ハ北方ニ一列ナリ、

一庭上北学衆若衆并兒裏頭立、御座南ヨリ三箇目ノ柱、通リヨリ西へ立烈、東上、

堂方者南方裏頭・児已下西へ立烈、東上、

一学衆方之児・裏頭、両三日共六人、但朝座之時七八人アリ、小児者衣不着之、納マテ也、夕、ミヲヒラスル、

一少人之事者坊役トシテ致畢一人ツ、出被申畢、十輪院・心藏院・ノ地

藏院・唐院・実宝院・養勝院・阿弥陀院・常光院・ノ角院、葉杖、白拍子、亂拍子、催

喜多院・行觀房 是者少人御座候間、不及是非被出了、糸ヨリ、ノ新

殿・養徳院、葉杖、催之分

一少人ニハ各々扇代三十疋ツ、被送、但舞兒ニハ此外京扇ノ一本ツ、被

引畢、二百文ツ、ニテララセラル、見事也、

一烏帽子ノ帯与花杖ノ帯、懸木・葉杖迄、手袋、ノタヒワ舞兒マテ下

行、葉杖ニハ無之、

一南御座妻戸間・連子之間、二間分拵切テ招提寺長老等之ノ見物之座ニ

構之、御造宮之時灑水ニ長老ヲ請被申間、為其裏祿ノ只今見物之時被

請了、立文之状を年預方へ被遣了、今度者無長老間、可為ノ如何候や、

若衆被申事雖有之、任先規書状被遣了、則僧衆見物ニ被出了、ノ延年

之夜も能ニも同被出了、

一筒井殿異形ニテ延年ト能一日ト見物アリ、招提寺ノ次ノ一間拵切テ被

出畢、雖非先規、自筒井殿堂方へ被申ノ如此出仕アル間、其通ナリ、

今度初タル題目也、

一寺家ヨリ両日共台已下ニテ樽被遣了、両使節被出了、

一筒井殿夜坊者新殿也、雜用悉以筒井殿ヨリノ被持、寺家煩者樽之外ハ

一向入事無之、

一筒井殿ヨリ奉加トテ千疋トキトマキ一フリト被持了、ノ公用ニ被遣畢、

大刀ヲハ社頭へ五月会之次ニ被収畢、

一 法会出仕時分、已初点集會之鐘ヲツク、中門ノ前ニテノ悉集會、公文
一人者僮僕已下悉先前へ出仕、其後誦読者二行ニノ僮僕ヲツレテ出仕、
其後色衆八次第二中門ヨリヒカウノニテ烈ヲ引、其次ニ直垂着中間一
所ニアリ、其次走童一所ノ二烈、自北御廊東戸入内着座、公文・読師
同彼戸ヨリ入テ南廊ニ着座、(法会ノ時刻、聴聞衆已下之故矣ニモ
とおほへ金をつくへき歟如何)
一夕座出仕、未貝ヨリ兒・裏頭已下御廊江出仕、但端々ノ庭上ニ立人モ
アリ、他寺之裏頭者專寺之衆ニ属シテ被出了、衆都分ノ裏頭者他寺
之衆も中門ニ被立了、第二日ハ廿一日、第三日ハ廿二日、猿樂見物
等皆以如此、
一 舞樂及晚二者、立松可有之、二本ツ、然共今度ハ不立之、今度者
兩三日共天氣快善ニシテ諸式無事ナリ、於諸事紛事一切無之、寺家
大慶此事也、
一 朝座之時、中門ヨリ松童ノ辺迄者講読者二行、自是者ノ學衆之分悉前
へ行、読師者マチテ後陳也、悉以ヒカウヲハク、
一 伶人方打物之事、四人奉物三十疋宛下行了、(望聖次第也、今度ハ長
懷僧都之秘計ナリ)
一 管絃者之事、先規者山寺之出仕雖有之、每事大儀之間、今度者伶人
衆沙汰之、奉物三十疋宛下行之、(管絃口者六人
一貫八百文)
一 納曾利・太平樂之少人奉物、各々一貫五百文宛下行之、(少人方分五百文
雜用五百)
一 疋、兵庫方へ被遣、一貫文、(管絃者ノ雜用六人分延年
方之分也、極主方へ下行)
一 延年同夜戌刻始之、
一 作仕丁五人、(俄有指分事、山内人名懸、下廂分
觀源房、淨信房、同)
一 中綱二人、(披露、行觀房、制了觀房、法服二白モ、
先年ハカフリナリ云々、如何、
兼露、ヒカウ兩人共同、)
一 弁大衆、(延觀房五師、阿弥陀院、田中
南殿、
長禪房、實順房、新殿
覺延房)
一 先規者七人、今度者五人、
一 火燒二人、觀蓮房五師、舜了房、ツリカ、リハ四アリ、

次 寄樂、(實鏡) 喜春樂破、打物四人、樂屋之北辺ニテ沙汰、
次 僉議、延觀房五師、次 披露中綱、行觀房制一人
次 板屋樂、(黃) 海青樂、次 誦物、(堅了房、水坊
良觀房已上三人ナラ衆、)
次 床同俱舍、禪觀房、(八才)
次 中俱舍、宗琳房、俱舍同乱舞、(カ、リ
宗実房得業
中之)
次 舞、觀性房、(下廂分) 次 舞、良宗房
次 舞、宗恩房、(中廂) 次 舞、七キ、実專房得業
次 舞、哥・ハヤシ、二番実專房得業、中一番、學專房、(カ、リヨリ
ナラ衆)
次 樂、千秋樂、次 朗詠、声明衆三人
次 白拍子、守寄殿、(実宝院息、
鼓打二人、
ウシ松、ナラ)
次 開口、性順房五師、次 当弁、(二番、
機得業、
英乘得業)
次 小音取、次 伽陀
次 白拍子、藤寄殿、(心藏院)
次 蓮事、(実專房得業、宗実房得業、行觀房、了勸房、
宗源房、學專房、深宗房、宗琳房)
次 悅天樂、哥物アツテ、次 糸綺、鶴寄殿
次 樂、蘇香急、次 夫催、禪采房得業
次 児從、長寄殿、次 葉杖八人
次 寄哥、(箱ニ口る袖にも願ハせまりたり露よりなれし有明の月)
次 風流、(九才) 摩騰、(阿ミタイン三郎殿、
摩騰房、
大官一人、
各大口、
金乱カリキヌ) 二來テ佛法ヲ弘処
次 摩騰、(懷禪、
懷盛、
良宗房) 法蘭、(懷盛、
船乘シテ、
香ノ法服ニ金乱ノ之袈裟、
カラウチ
ワ、唐モウス、
船人一人、
金乱ノワキツキ、
舍利殿指出了、
風流之詞別紙アリ、)
次 カツキ物、ツル一丈五尺、カメ、ホラ、(禪采房得業請取ニテ被出了、)

次 太平楽二人 伶人 次 納曾利一人 伶人

次 殿押土 ミスヲノツカラ□上、(一〇) 兩ノ脇ニラツソクニ丁立、

次 韓神 付物在之、 次 乱拍子 松千代殿 養勝院

次 樂、催葉杖已下少人、各床ヲ廻テ其後ノ次第二飯屋ニ入テ各々退出了、
延年方

一 樂屋之事、參籠坊東方築地之内ニ平ハリヲ懸テ、戌亥ノ角ノ築地ヲクヤシテ、其ヨリ出入、(一〇) 兩方ニシ、カキヲキ、テ、中門ノ後マテ

一 マキ、ノ通ス、仍出入自在ニテ諸役者心安者也、

一 葉杖・催・カツキ物已下、床ノ未申ノ角ヨリ出入、

一 カ、リ如先規四ノ角ニ焼、ツリカコナリ、(一〇) 二ハ寺門新坊ニテ借用、

二 二ハ筒井殿ニテ借用、

一 火カコノ下ニ桶ヲホリコミテ水入置、今度者ノ桶ヲ不置、冬ノ事ナル間クルシカラス、

一 作仕丁ハ床ヨリ南方ニ北へ向テ東上ニ西ヘナラフ、

一 弁大衆ハ北ノ方ニ南向テ東スエニナラフ、西ノ端ニ僉議出仕アリ、

床ノ戌亥角ノ時分ナリ、向後ハ東ノハシニ可有僉議今度之儀見ニクキ由ナラ衆被申下

一 僉議者絹ノ重衣ニ香ノ袈裟ニテ裹頭、東院殿ニテ備用、

一 弁大衆者大口・スネアテ・タヒ・コテヲサス、具足是ノヲ着、上ニハ飯衣ヲ着シテ、タマタスキ・袈裟者後エノウチカクル、(一〇) キキニテヒタイ

ヲユウ、ノトワアリ、(一〇) ナキナタノサヤヲハリテハムネヲヤル、スリアシタヲハク、(一〇) 大カタナニタチヲハク、(一〇) ミヤウリモ可然由被申下、已後者如何、

一 夫催者ナカキ鳥帽子ニツケヒン・ヒケ・ヒ大口ニノ金乱之ハツヒ、(一〇) 刀

ハウチフクミ、キヤハン、タヒ、ノタイマツヲ持、初度ハカリ、二辺目ヨリハ扇ナリ、

一 遊僧衆ハ悉上ノ袴ニ重衣、役者ハ悉下ウツヲハク、ノ諸衆裹頭、

一 遊僧若音師範之事、養勝院 実専房得業・ノ宗実房得業・諸役者悉以專寺之衆也、ノ他寺・異類ヲ使事無之、但名懸其外七大寺之ノ衆ニ於テハ、仕

丁・弁大衆ハ沙汰之、自余者不爾、
(一〇) 太平楽・納曾利者寺住之少人有之者可有沙汰、ノ今度者依無少人伶人ヲヤトイ畢、以外大儀也、

一 聲明衆会所、葉蘭院三人下向、是モ寺ニノ躰アラハ可有沙汰、今度ハ実専房ヨリ申調テノ兩三人下向ナリ、不定ノ事也、必聲明衆ヲヨヒ可下事ニテワ無之、随意ノ事也、

一 鼓打之事、當時寺ニ依無躰、寺門之鼓打ヲヨヒ下畢、奉物三十疋ツ、下行ナリ、但兼日ノヨリ度々於下向者、不可有其定、可依時宜也、ノ今度者兩人下、タカハタクノマメヤ 弥六郎尺迦院ヨリ被申下、一人ハウシ松ト申物、是者実専房より被申下、使賢了房口入、

一 延年之夜集会所東院之堂、

一 拍子合十六日ニアリ、是も東院堂ノ前ニ床ヲ敷テアリ、飯屋者ナクシテ正面ノ西ノ脇ニ東向テ出仕、樂人少々下向、ツリカ、リニアリ、

一 拍子合之夜も遊僧衆其外役者大都重衣ノナリ、頭ヲハ不裹、少人者大口・カリキヌ、白拍子ハ大口・長絹、兩人共ニ如此以外大応集ナリ、

一 式日ニノ不替ハシナリ、向後も可心得事也、

一 式日之夜立松ノ事、

一 西鳥居之内二本、北鳥居ト脇門トノ間ニ二本、(二〇) 南大門之前一本、中門ノ前ニ二本、東院之ノ大門前、門前二本、同門ノ内ニ一本、立松ワ

ノ先規下脇分之雖為役、今度者不被経其沙汰ノ間、無力惣寺ヨリ沙汰之了、

一 伶人方裝束事、於別会之五師辺、自年預五師ノ以書狀被借了、大鼓子等同借用、納曾利ノ太平楽之裝束同借用、

一 法服、興福寺へ借被申下、寺門不出トテ不借ノ給、然共以内儀申出者

也、実専房ノ劬勞トシテ五具、ノ長懷僧都ノ御劬勞トシテ三具、其外面々ニ劬勞也、

一 中綱三人器用指、法服ノ袍ハ寺ヨリ被出了、ノ白毛袴・白五帖者自身之劬勞ナリ、中綱者ノ相仙一編・觀実三編・頼真五編初日ハカリ、

一 仕丁赤衣之事、初日朝座与夕座計ナリ、一編ノ二編迄、自余者自直垂、本仕丁六人・器用指之ノ仕丁廿人、合廿六人、毎日一献之代三十

疋下行、ノ此外一編・二編ニハ赤衣ノ代三百文宛下行、

一 乱拍子・白拍子ハ装束悉以宿坊ヨリ沙汰、其時分ニノ殿ハ入了、着立出

一 殿者床ヨリ戌亥ノ方ヨリ押出、惣座中ノ番迄ノ罷出テ奉行、

一 殿ノ用意者少学頭之許ニテ沙汰、山已下ノカサノリハ実専房得業沙汰了、打敷、法花寺ニテノ廿五枚、招提寺ニテ六枚、真善院ニテ三枚、

一 少学頭ノ許ヨリ四枚被出、合卅八枚、山ノシモニハノマクヲ引、

一 中門者兼日ニ立之、西ハ楽屋ノ柱通、東ハ楽屋ノ柱ヨリ二三尺ハカリ出ル、中門ノ柱ヨリ東エノ広間一間ニ仮屋ヲ則時ニ立之、面モ広間

三間ノナリ、中門トヒトツニスル間内モ広シ、ノキカニモ庭ノ広ヤウ

ニ仮屋ヲ可立ナリ、

一 催児之床廻様、初一返、次ニ葉杖同道而二返、ノ足踏ノ様寄款之笏拍子之頭ニテ踏也、児モ寄ノ詞口之内ニテ可詠、催初度之時、仮屋ニ向

テノ少鏡付在之、又向社壇同在之、三返目仁床之ノ自中時分西江下テ乾江スチカキニ行テ床木ニノ着之、イカニモ胸ヲソラスヘシ、身ナリ

吉、

一 伶人方祿物之事、明応之旧記写之書之、今度も大方此通ナリ、

舞楽左右分、合拾貫文下行、先規も如此、

貳貫五百文、横皮五之代下行、

壹貫文住吉之伶人来間、粮物ニ下行畢、可依時事也、

六百六十文、粽之代下行、但大永五年乙酉遷宮、二毛依被申下行歟、

此内六十文ハ折櫃之代、

以上、合拾四貫百六十文入了、

一 神主方下行事、

初日之御供料三斗九升金伏、同御神楽料五斗金伏、

一 第二日御供料五斗金伏、御神楽酒一斗五升、ノ自堂家方沙汰之代百四十文、

一 第三日御供三斗九升金伏、御神楽料五斗金伏、ノ自郷民中沙汰之、代錢

壹貫文ニテ寺江運上スル、ノ料足ナリ、別ニ神主方ヘ下行者無之、米ハカリナリ、

一 貳貫文、神主粉骨分此訪之事、先規ノ無之間可為如何由、再三回答在之、雖然康ノ正之遷宮之時有下行由、神主方之日記ニ見ユルノ間被下行畢、今度も此通ニテ下行在之、

一 樂所方雜事料合四石金伏定、此米事、応永ノ之旧記ハ三石トアル所ニ

今度四石由被申、無方下行了、一會式日、日中代壹貫文、

一 依雨降ニ一日延引之間、伶人方雜用料之分ニノ貳貫文神主方ヘ下行了、今度者雨不降間ノ下行無之、

五斗 御湯 已上伶人方日記・明応之日記写之、

一 猿楽祿物之事、已下明応之旧記写之、

初日 廿一日 貳十石西院長合定、 堂家方之沙汰而兩ノ楽頭方ヘ被下行畢、升事無先規間、猿楽雜物角申、ノ此外壹石酒肴料ニ被下行了、兩楽頭都合定ノ一西院ノ長合ニテ被下行了、

一 第二日 廿二日 二十貫文、郷民之沙汰而兩楽頭方ヘ出之、此外懸物代八貫文出之、

已上、惣合廿九貫文自郷取集、公文方ヘノ運上加御供料定、以此料足悉自寺支配也、

以上兩日長合定、

一 郷民等料足出事、合貳十九貫三百文沙汰人方へ、地下長男取立上、
猿樂方へ下行物也、此内三百文着宿方へ下行

(二六才)

五条 今在家 寺内 六条 西大路・柳

七条 尻江田 九条 観音寺 已上、

兩日共猿樂ニハ郷民庭上之南北ニ烏帽子・直垂ノ少袖ヲ着之、長男
分如此、余座衆ハ少袖ニ上下ナリ、ノ端々ツキ・スワウ之衆モアル歟、

一 宿院・傳教院ハ棟別之事、依有申事出仕無之、

一 五条座出仕可申由種々雖申事有之、如廿三日ノ可有沙汰由下知被加
了、仍彼時無出仕間不及力止畢、

(御入帳)
一瓶子代一貫文 兵庫殿へ

兎十三人扇代 三貫九百文

又扇代 五人一貫文

夕ヒ五束代 一貫文

伶人四人打物 一貫二百文

管絃者廿人 一貫八百文

納管利・□楽 三貫文

少人雜用 五百文

管絃者雜用 一貫文

声明衆三人 九百文

ツ、ミウチ二人 六百元

仕丁廿六人 七貫八百文

一二齋 赤衣代 五六百文

伶人方 十貫文

ワウヒメ代 二貫五百文

同神人・住吉 一貫文

六百六文 延年代

神主方 米一石三斗九升

酒一斗五升

神主粉骨分 二貫文

同方 四石 金俵

同中代 一貫文

宿 八石

仕丁方へ 一貫文

料足合四十二貫五百文

米十二石三斗九升

推云

百貫文ト三十石ト可入歟、

(二六才)
宮邊方入用事、

一 棟別之事、百九十五文宛出由申、此ハ棟之多少ニノヨルヘキ事也、五

一条座之棟別同出畢、七条ノ坊少路ノ者も出了、

一 中綱方棟別之事者、任先規今度も不出之、

一 欄宜并仕丁方者棟別悉以如余出畢、但ノ欄宜ニハ惣中へ五百文、烏帽

子ヲキセラレ畢、ノ先年者一貫文ト旧記ニ見申云々、神方三人在之、

言語道断之無人数珍事題目也、

一 伶人之時舞台、六条・七条・九条三ヶ郷而取寄、ノ返候時も同前、又

舞台カラム事者五条・今在家ノ所而沙汰之、破候時も同前、旧記見

了、

(七才)
一 公文之座敷者三ヶ日共南御廊ナリ、但今度ハノ初日迄ナリ、随意之事

歟、

一 猿樂方ヨリ警固方へ禄物之内十分一可取由ノ申、及違乱間、自寺今在

家四郎二郎男・六条孫二郎ノ男以兩人宿等か前ヲ暖、沙汰人心得シテ

一 石一貫文ノ下行了、此分ニテ無事ニ調畢、
但此内長合六斗八兩樂頭トシテ出了然自寺次之

一宿等警固事、明応之旧記ニハ長合六石下行ノト見了、然共今度者種々申間、沙汰人トシテ二石増テノ八石下行在之、西院方ヨリモ下行少在之歟、具足ヲ着スル分卅余人歟、随分見事、

二猿楽第二日目ニ參籠坊丑寅ノ築地ノ角之ノ時分ヨリ、警固衆見物衆ノ内へ入テ、猿楽之舞台之南ノハツレヲ通テ猿楽人出ノ通ニ入畢、先年者此事ノハ無之由皆々申、今度者沙汰了、如何様是者具足ナト可見用歟、懸推ナリ、

一三ヶ日之間、宿直社頭并中戸門辺ニ警固分ノ七百文下行、自反米方沙汰、

一仕丁物中へ新酒之代三百文下行、第二日・第三日ノ同下行、
今度者合ニ貫文下行也、

一惣奉行之事、アマタインシヤウクワウインスミノイン・尚朝・昌懐・懷盛已上三人、

一葉杖之次第八少人之随勢分ニ立烈ス、寺僧之ノ不依次第二ハ、

一客童勢分之事、前之夜八幡宮庭上悉同道ノシテ見之、并葉杖所作之様同意見申畢、ノ夫催等同被出了、

一乱拍子・糸綺・葉杖等之鳥帽子悉以寺家へ取、ノ遊僧衆・諸役者エホシ皆以寺家エトル、

一先規会所雖有之、今度者シカ、シキ会所も無之、ノ養勝院与宗実房之得業ノ許トニテ随思々稽古有之、

二ハウ少人イレモトイワ悉ミカキツケナリ、少学頭之許ニテ用意、ノ藤寄殿ト云蓋処沙汰之、誰人ニテモ可隨時者也、不定事也、引物皆キリ百足下行、

一鳥帽子已下用意、少学頭之許ニテ沙汰了、

一十九日之夜於南大門辺蜂起在之、僉議実専房得業、ノ隨時沙汰之、延年終テ又蜂起在之、今度者取乱ノテ第三日猿楽畢已後在之、

一八幡宮御簾九間、自別当新造ニ御沙汰也、御簾替事ハノ毎度別当之御

役也云々、旧御簾者神主之拜領也、

一実専得業者依重服諸役不叶間、輪紙ヲ申合、除ノ服致其沙汰者也、当月ニ除服有、其役ニ随事ハノ不叶由、自寺家被仰間、前ノ月是申請者也、ノ別当大乘院殿より仰被調者也、惣而者除服者一貫ノ貳百文定之由御定使申、然共今度者御樽一荷京都ノへも被遣歟、於私二者雖有其憚、自惣寺如此預御沙汰者也、且其立有之者歟、

一松木ワリキ四十荷ハカリ用意ナリ、拍子合マテノタキノ木アリ、四ノカ、リニ一所ニワリキ卅束宛、今度者ノ置大都アリ、拍子合之夜ハカ、リ火合ニ、廿四五束入由、ノ沙汰人被申、何もコエ松ヲマセテタク、兼日ヨリ用意アリテ能々ホスヘシ、大悲山ヨリ出ルワリ木ヨキ由申候、ノ吉奉行人ヲ可被付也、肝要之事也、

二九ウ若音師範之事、興福寺遊僧衆之内宗賢房ト云人、一国ノ之師範ヲ存スル間、從罷下師範不申共、貳百足之分可預御札由内々雖被ノ申、於寺家更々無承引間、重而自衆中被付書状子細依申分無治ノ定、仍自筒井殿寺家之証扱若所持候哉由被尋問、宗田房自筆之ノ物并少学頭方之旧記両帖中下野公持參候処、披見之趣者、更以ノ師範之跡不見トテ、其已後者被申事無之、一向無跡被申也、ノ於諸役者更以学頭ナト申事無之、寺家マ、ナリ、殊先年ノ宗田房懸僧都ニ申下、遊僧若音等之舞口

伝之時節、一向被不申ノ子細也、相傳之撰ニ両帖自筆判形已下在之、為後代記之、実専得業(花押)

表白

ツクシメテ
恭、敬白ノ、周遍法界摩訶毘盧舍那因円果滿盧舍ノ那界、会一代教主釈迦善逝九品能化弥陀種覺ノ法界縁起權実聖教仁王般若甚深妙典、普賢ノ文殊・觀音・勢至等ノ菩提薩埵迦葉善現身、子阿ノ難等賢聖衆僧、惣ノハ佛眼一所照微塵刹土、現不現前ノ三三三境界而言、方今南部州扶桑朝葉ニ師寺諸ノ大徳、擺ウチハラツテ靈神三所之廟、庭、展講經一座之梵ニ蕊、コトア

リ、其旨趣何者、夫和光同塵之秋月權化雖異因緣、果滿之春華、冥智港通、暫秘內証於佛界、假示外現於神道者歟、伏惟、八幡大菩薩者百世天皇之祖宗、一切衆生之父母也、自八正道而雖施應用、備十學位、而不動法性、為扶王室之政化、近都城而垂跡、為護如來之教法、隣精舍而下居、頭月頭日之德、普天之下誰人不戴其光、為雲為雨之惠、率土之內、何処不受其潤、爰永正第十一曆、遂造宮於旧殿大呂二八之天、勸神幸於神祠、自爾以來庶務念忙、未致報賽、居諸在再既經多歲、然間当大永五年乙酉撰仲冬之良辰、開仁王ノ講肆於瑞籬之辺、捧般若ノ法味於松楸之砌、納受在暗感心無疑、若爾者連宮風靜香花之備無絶、聚祠露鮮、蘋蘩之礼不怠、憚旨趣、雖繁啓白詞短三宝諸天、

悉知証明 次神分 祈願 次諷誦
次教化 次咒願 堂達取誦文咒願歟 後置机、
次勸請 次仁王經尺 次析句

捧講經之惠業、賁尊神之威光、抑吾大菩薩者ノ内証位高、本是等覺妙覺之居士外用跡近、能導難化難度之衆生、上安國家、下利人庶、惣有佛法護持之誓、別在中宗潛衛之約、神德臻高迷慮之峰、還位地、弘願極深蒼海之水刺似露、然則懸志於冥鑑者、自神道皈佛道、方使運歩於社壇者、自穢土詣淨土初門也、潛王雖遍國玉、化緣專厚吾寺者歟、爰今經者七佛同說之法、要諸部般若之結經也、八品雖成部広括三十年之肝心、兩軸雖滿卷通納十六会之精微、而今掘淨侶誦真文、展講席讀與義、分階級於五忍、則菩薩行位無所漏、詮妙利於二諦、又迷悟根源、莫不顯、足以天帝講百座、却頂主之軍、普明聞八偈、免斑足之害、五力菩薩ノ加衛、百部鬼神擁護、冥庇既揭焉、神感寧唐捐手觀、夫林木ノ霜寒、三世覺母之利釵不可求外、池水氷結、四智心ノ品之藻鏡云而、可觀以景

色自然、知御願成就者乎、若爾者神威倍新、和光久照六合之間、法力ノ弥盛、惠燈遙続、三会之初化功帰本、故滿寺諸徳壽域、福庭之榮為本、成内外方端之悉地、修學讚仰之勤為源、現当一世之所願、重歟、國家靜謐、寺社再興、衆生法界、平等利益、已上表白析句任内大僧正之御作也、仍今度モ此本ヲ被用畢

敬白 請誦誦事

三宝衆僧御布施
夫惟者当社權現者、一天守護ノ尊神、法相擁護之ノ神明也、和光利物方便、濟度利生誓約、尤超過余者哉、情尋本地者、異說雖適、安養界教主、弥陀如來垂跡也、凡夫引撰悲願、撰取不捨巨益、勝利難思也、誰不皈依耶、而今大菩薩者、人皇卅代欽明天皇御宇、ノ蹟豊前国宇佐郡、為王城鎮護、影向行教和尚三ノ衣袖、自宇佐宮來臨時、於此岡垂休息儀、可知此所者、冥衆影向聖跡而、更非凡夫領知之分、仍其跡立塔婆奉崇敬者也、何咒宇佐宮春花者、移灼於安樂界風、花園岡秋月者、照光於医王靈場、本ノ跡方便感涙難捍者也、超

世別願尤足皈敬、就中ノ寬平年中勸請大菩薩於此岡、奉仰吾寺鎮守、從爾以來每迎卅余廻之星霜、新企土木之功、遂造替儀式処也、而造畢以後任先規可述供養儀式処、世依為澆季、逆乱及数度剋、剩凶徒乱入寺中、僧坊以下令放火間、僧徒止住難調故、遷宮供養及遲退、悲歎何事如之哉、爰大眾群儀、供養道ノ議遲退条、神慮難測故、勵内外懇志、企伶人舞ノ樂之大儀、致讀佛講經、供養処也、若爾而造畢以後自送居諸、供養之道儀于今ノ遲念、神襟有恐、依之励内外懇力、調企伶人ノ舞樂之大儀、致讀佛講經供養処也、若爾者神威倍明、利生弥円、和光与日月俱久、權跡与天地共長、大菩薩增光於此所、堂舎僧宇基固、遥統龍ノ華三会晚、惣者一天泰平、四海安全、風雨順時、穀稼豊饒、伽藍繁昌、興隆佛法、令法久住、利益ノ无辺、郷内安穩、諸人快樂、魔障遠離、凶徒退散、諸徳大衆各

願成弁、乃至法界平等拔濟、所修諷誦／如件、

天文廿三年甲十一月 日

大永五年乙十一月廿日

諸徳大衆各々敬白（付）敬白マテ

此諷誦者当寺十輪院長懷僧都之作也、為未來記置者也、

一 蓮事之詞

夫禪林風和ニシテ松花色増、定水波靜ニシテ椿葉ノ陰ヲ浮フ、／佛法
繁昌ノ勝地ナレハ、讚仰ノ法灯ヲ吾寺ニカ、ヤカシ、明神ノ權護靈囀
ナレハ、和光利物ノ惠イタミ余寺・余社ニ勝レマシマス、誠／函蓋相応之
砌リトコソ存候へ、面々如何思召候ヤラン、
如仰朝ニ神前ニ詣シテ法味ヲサ、ケ、暮ニ深窓ニ入テ遊宴ヲ事／ト

ス、真俗ノ周備不如之存候、面々如何思召候ヤラン、

カ、ル目出度砌ニハ、諸木枝ヲナラサスト申候、中ニモ松ハ君シノ
徳ヲ見スルト申候エハ、松ヲ御幸既候ヘカシト存候、
榊（付）檀ハ二葉ヨリカウハシク、貞松ハ二葉ヨリ君子ノ徳ヲ／見ストカヤ、

千丈雪ヲ凌シノキテ○稔ケイカウ康カ姿ニ警タトヘタリ、寒庭ノ／松ニ声アレハ、松風

衆カトウタカワレ、怙射山松風ハ○万歳樂ヲヤシラ／フラン○嶺ノ木

梢ノ松風ハ○斜ナ、メニコト琴ヲ引クトカヤ○深山ノ雪ノ朝ノニモ○松ハ常盤

色ヲ増ス○千年ノ翠ミトリヲナシ○万歳ノ齡ヨハイヲ持ツ／コト○松ニ過タル

事ハナシ

第三第四ノ絃ノ声ハ冷々タリ○三呼万歳ノ声ヲナス○玄冬素ノ雪ノ寒

キニモ○松ハ緑ノ色ヲナス○松ノ枝ニハ鶴巢タキ○巖ノ上ニハ龜

アソフ○松花千年ノ色フカク○椿葉八ノ千代ノ友モアリ、千代マテモ

子ノ月ノ小松ヲ○午ニ／トリモチテ○五絃ノ曲ヲ奏スルモ

○松風夜ノ鶴トカヤ○聖代明時ニマイヌレハ○蓬壺ノ雲モカスシケ

シ○目出カリ／ケル今ノ御代ナレヤ、シカ、玉蘆・珠蘆・

箏・ヒワノ方声ニ琴、葉玉・念珠ニ至マテ、糸ナクシテワ如何セン、
是ヨリ／絲ヨリノ児ヲ出テ可然歟、ウタキモノアルヘシ、声言、

一 四ケ之法用之時者散花ニ行道無之、又居テ錫杖ヲスレハ供養ノ文アリ、
立テスレハ振ステテ供養文ナシ、三寶迄ナリ、

一 樂屋之花十二瓶、地盤一尺、水引者ナシ、ハシハミニ水引ノエラ五束、
／葉杖八本・乱拍子・糸ヨリ・ワク已下ノ花、代物三貫文ニテ被ノ詠

畢、樂屋御花不足ナル間、伶人方訴訟申間、三百文又下行了、／本之

風流已下ハ無之、花ヲ一向不作シテ、代物ニテ／伶人方ハ百文ツ、ニ

テ一貫二百文下行アリタル跡モ／アリト兵庫方被申了、是者略儀也、

為莊嚴間必／造花可有沙汰事也ト懸、堅評定致今度者造花也、向／後

も如此可在之事也、

一時ノ少学頭養徳院長胤禪觀房、今度之供養之次第／後十一月十九日ニ

彼坊ニテ惣会合在之、一一日記沙汰畢、／料足都合百九十七貫文歟、

此外米下行在之、

但此内五十五貫文余者奉行衆方処々之修理料也、

一条内反錢之事、造宮・遷宮ハ共前後合三ケ年ツ、也、今度者百文ツ、
被懸畢、

披露申セト候ハ、夫吾寺者佛法繁昌ノ靈場也、□内ノ二明之讚仰

マシク、頭密練行之薰修床穩矣、夫当社權ノ現者一天無双之明神

也、一人万葉之痛仰、尤深、文武百ノ官之崇敬超余者哉、事之濫觴

披露中々事新ノ候歟、抑当社造替者、毎送卅余廻、星霜、必

成新造之功、今般造畢遷宮雖經年序、供養法事停滯、冥顯依ノ有恐

任先規遂其節畢、讚仏・講經之梵筵、諸堂ノ佛陀定垂納受、紫竹呂律

之曲韻、三所神明成隨喜、／真諦俗諦兼行、神事法事無

闕、於今夜者賞、兒童、可／成延年遊宴之由評促候、

此披露之詞者、康正之遷宮之時、興福寺清淨院光胤專信房僧都

／被草之畢云々、

諸本ヲ集、連々書之間、前後不次第事共多之、然而存スル／分記之了、

大永五年乙酉十二月十五日養勝院經円大法師

実専房傳業(花押)

一 伶人之道具已下借用之間、別会之五師へ樽二荷・兩種持參、使節経円、
十二月十九日、

一 法服別会へ被申処、寺門不出と被申被不出候間、私ニ長忍房劬勞アリ

テ被借間、／彼方へも樽二荷・兩種持參、使節経円、同日、

一 弁大衆丑寅ノ角ヨリ出仕アラハ、僉儀東ノハシニ立テ可有／沙汰、戌

亥ノ角ヨリ出仕アラハ、如今度ノ西ノハシニテ可有沙汰、今度ハ／丑

寅角ヨリ出テ、西ノハシニテ僉儀アレハ、末エサカリテ沙汰／アルヤ

ウニテ、事外見ニクキ由後日ニ南都衆被申畢、／於更後者可有其意得、

東方ニテ僉義アラハ、中綱モ樓門ノ前へ辰巳ノ角ヨリスクニ出ラレ

ハ可然旨沙汰也、夕、前ノハサヤウニアル歟、

一 朝座出仕辰貝定也、然共今度共庭前之儀不調間、自然トシテ遅參也、

一 宜題目也、裏頭其外聴聞衆已下／早レハ難調也、故実可有事也、

一 役当可有沙汰事大事也、兼日内々故実衆談合アリ／テ可被指也、重而

指替事有之者、則躰も背本意候、／又後ニ被指人も隙アリテ不被沙汰、

殊惣奉行衆ナト指事ノ一大事也、於真俗故実之躰尤可然、

一 反錢収納事、指沙汰七人有収納、本ハ反米之納所之沙汰也、／不沙汰

被申子細共多之間、為寺家別沙汰人指収納アル／者也、於反米之納所

二者一人トシテモ沙汰人之内ニ不可指旨／一決也、合点ニテ指之、

一 沙汰人衆事、
経円 英乘 長胤 懷盛
長基 乘盛 了胤 已上七人

一 延年方之日記一帖有之間、此撰ニ不書之、又壞中撰一卷在之、／此者
宗円房自筆之撰也、

一 承任一 藤成明円沙汰了、大永六年丙酉十月廿一日於喜多院辺在之、

スエ看^{五色}・菓子、今度者カウキリナシ、近年順議承任一 藤成候時者、

／カウイリ・看アリシカト覺ヤウナリ、毛立五・餅スリコ井辺引之コフノ・

イリミセン・雜ニ・コンニヤク、三 猷乱酒之時者ヌリ物ノ・蜜柑已下

ツミタル台一出之、三 輩之出仕ナリ、末座ニ承任ノ／一 藤出仕了、

此撰披見之時与風存寄間、別事ナレトモ註之畢、

天文廿三年^{甲寅}十一月廿二日ニ当寺八幡遷宮在之、／諸事此旧記之以面、

諸下行悉沙汰了、此外珍敷ノ事無之、伶人・猿楽・宿等諸公人・延年方

少人已下ノ悉以此旧記之趣也、於更後も此趣ナルヘシ、当年之／日記ア

ラ／記之、別之帖ニアリ、

甲寅十一月廿七日 経円法印七十五歳(花押)

遷宮今度迄第三度随役畢、初度ハ十三歳、／乱拍子、第二度者

四十六歳、乱舞、第三度ハ七十五歳、／乱舞、実専房法印経円、

薬師寺養勝院之住、

(終)

③八幡宮御遷宮日記(天文廿三年)

^(表) 天文廿三年寅十一月之記録也、宝曆三癸酉ノ年まで百九十八年ニナル、
養勝院経円法印記、

八幡宮御遷宮日記初少々欠本也、
上遷宮ノ後供養之法律ノ記替之、

舞楽法律事仁王講讀之事、
舞楽并延年之事、

基範補之、

(前) 妙典普賢・文殊・觀音・勢至等、菩提薩埵ノ迦葉善現身子阿難等、

賢聖衆僧、惣佛眼ノ所照微塵刹土現不現前三宝境界而言、／方今南部州

扶桑朝葉師寺諸大德撰、
靈神ノ三所之廟庭ヲ展、講經一座之梵

庭、
其旨趣ノ何者夫和光同塵之秋月權化、雖異因縁、果ノ

滿之春華、実智潜ヒンカニトク通ツ、暫秘内証於佛界、カニ仮カニ示外現於神道者歟、伏惟八幡大菩薩者百ニ世天王之祖宗、一切衆生之父母也、自八正道而雖施ホトコト於應用、備ニ十号位而不動法性ニ爲扶ニ王室之政化ニ近ニ都城而垂跡ニ爲護如來之教法、隣精舍而下居ニ、ハレ月ハレ日ハレ之德、普天之下誰人不戴、其光爲雲ニ、爲雨之惠ニ、率土之内何処不受其潤ニ、爰天文第十ノ五曆而遂造替於旧殿ニ、ハレ大呂ハレ十九之天、勸神幸於新祠、自爾以來庶務怠忙未致報賽、居ニ諸荏苒ニ、既經多歲、然間当天文廿三年甲寅黃鐘ニ、廿二日撰仲冬之良辰、開仁王講肆於瑞籬之辺ニ、ハレ捧ハレ般若乃法味於松楸之砌、納受在暗感応無ニ疑、若爾者蓮宮風靜、香花之備無絶ニ、ハレ藁祠ハレ露鮮ハレ、蘋蘩之札不懈ニ、旨趣、雖繁啓白詞短ニ三寶諸天悉知証明、

次神分 祈願 次諷誦 次教化

次堂達立取諷誦文咒願歟、ハレ咒願ハレ句誦ハレ念珠ハレ等四ノ、ハレ□ハレテハレヲハレ、諷誦文ヲ以テ正面ニ向テ諷誦文ヲ披キアラマシ、ハレ□ハレワハレタハレシハレ卷ハレテハレ金ハレトハレ歟、則金ハレ三行諷誦文ヲ懷中ニ、堂達ノ本座ニ帰、束紙ヲノ以承任導師之前ニ令置、

次 勸請 々々畢、ハレ読師ハレ上下ハレ卷題ハレ号誦ハレ之ハレ、仁王經也、
次 仁王經之尺 導師誦之、
經尺畢、ハレ祈句ハレ、ハレ神ハレ之ハレ威光ハレ、抑吾大菩薩者ノ内証位高ニ、本是捧講經之惠業、ハレ責ハレ尊ハレ、ハレ神ハレ之ハレ威光ハレ、抑吾大菩薩者ノ内証位高ニ、本是等覺妙覺之大士外用跡近ニ、ハレ能ハレ導ハレ、ハレ難ハレ化ハレ難ハレ度ハレ之ハレ衆生ハレ、上安國家、下利人庶、ハレ惣ハレ有ハレ佛法ハレ護持ハレ之ハレ誓ハレ、別在中宗潛衛之約、ハレ神ハレ德ハレ、ハレ臻ハレ高ハレ迷ハレ慮ハレ之ハレ峰ハレ、還位ニ地ニ、ハレ弘ハレ願ハレ極ハレ深ハレ、ハレ蒼ハレ海ハレ之ハレ水ハレ剩ハレ、ハレ似ハレ露ハレ、然則懸志冥鑑ニ者、

自神道皈佛道方便、ハレ運ハレ歩ハレ於ハレ社壇者ハレ、自穢土詣淨土初門也、ハレ潛ハレ生ハレ雖ハレ遍ハレ、ハレ國ハレ土ハレ、ハレ化ハレ縁ハレ專ハレ厚ハレ、ハレ吾ハレ寺ハレ者ハレ歟、爰今經者七佛同説ノ之法要、諸部般若之結經也、ハレ八ハレ品ハレ雖ハレ成ハレ、ハレ部ハレ広ハレ括ハレ三ハレ十ハレ年ハレ之ハレ肝ハレ心ハレ、ハレ兩ハレ軸ハレ雖ハレ滿ハレ卷ハレ、ハレ通ハレ納ハレ十ハレ六ハレ會ハレ之ハレ精ハレ微ハレ、而今ノ唄ハレ、ハレ淨ハレ侶ハレ誦ハレ真ハレ文ハレ、ハレ展ハレ講ハレ勝ハレ讚ハレ奧ハレ義ハレ、ハレ分ハレ階ハレ級ハレ於ハレ五ハレ忍ハレ、則菩薩行

位無所漏、ハレ詮ハレ、ハレ妙ハレ理ハレ於ハレ二ハレ諦ハレ、又ハレ迷ハレ悟ハレ根ハレ源ハレ莫ハレ不ハレ顯ハレ、是以天帝講百座、却頂生之ノ軍、普明開八偈、免斑足之書、ハレ五ハレ力ハレ菩薩ハレノハレ加ハレ衛ハレ、ハレ百ハレ部ハレ鬼神ハレノハレ擁ハレ護ハレ、冥ハレ心ハレ既ハレ揭ハレ焉ハレ、ハレ神ハレ感ハレ寧ハレ唐ハレ指ハレ乎ハレ、ハレ觀ハレ夫ハレ林ハレ木ハレ霜ハレ寒ハレ、ハレ三ハレ世ハレ覺母ハレ之ハレ利ハレ毀ハレ不可ハレ求ハレ外ハレ、ハレ池ハレ水ハレノハレ氷ハレ結ハレ四ハレ智ハレ心ハレ品ハレ之ハレ深ハレ鏡ハレ云ハレ、ハレ而ハレ可ハレ觀ハレ、以景色自然、ハレ知ハレ御ハレ願ハレ成ハレ就ハレ者ハレ乎ハレ、若爾者神威倍ニ、ハレ新ハレ和ハレ光ハレ久ハレ照ハレ六ハレ合ハレ之間ハレ、ハレ法ハレ力ハレ弥ハレ盛ハレ患ハレ燈ハレ遙ハレ、ハレ統ハレ三ハレ會ハレ之ハレ初ハレ、ハレ化ハレ功ハレ帰ハレ本ハレ、ハレ故ハレ滿ハレ寺ハレ諸ハレ德ハレ、ハレ壽ハレ拭ハレ福ハレ庭ハレ之ハレ榮ハレ爲ハレ本ハレ、ハレ成ハレ内ハレ外ハレ萬ハレ端ハレ之ハレ悉ハレ地ハレ、ハレ修ハレ字ハレ讚ハレ仰ハレ之ハレ勤ハレ爲ハレ源ハレ、ハレ滿ハレ現ハレ當ハレ一ハレ世ハレ之ハレ願ハレ、ハレ重ハレ見ハレ、ハレ國ハレ家ハレ靜ハレ謐ハレ、ハレ寺ハレ社ハレ再ハレ興ハレ、ハレ衆ハレ生ハレ法ハレ界ハレ、ハレ平ハレ等ハレ利ハレ益ハレ、

次六種廻向、

敬白 請諷誦事、

三寶衆僧御布施

夫ハレ惟ハレ者ハレ當ハレ社ハレ權ハレ現ハレ者ハレ、ハレ一ハレ天ハレ守ハレ護ハレ尊ハレ神ハレ、ハレ法ハレ相ハレノハレ擁ハレ護ハレ之ハレ神ハレ明ハレ也ハレ、ハレ和ハレ光ハレ利物ハレ方便ハレ、ハレ濟ハレ度ハレ利ハレ生ハレ誓ハレノハレ約ハレ、ハレ尤ハレ超ハレ過ハレ余ハレ者ハレ哉ハレ、ハレ情ハレ、ハレ尋ハレ本ハレ地ハレ者ハレ、ハレ異ハレ說ハレ雖ハレ遍ハレ、ハレ安ハレ養ハレ界ハレ教ハレ主ハレ弥ハレ陀ハレ如ハレ來ハレ垂ハレ跡ハレ也ハレ、ハレ凡ハレ夫ハレ引ハレ撰ハレノハレ悲ハレ願ハレ、ハレ撰ハレ取ハレ不ハレ捨ハレ、ハレ巨ハレ益ハレ勝利ハレ難ハレ思ハレ也ハレ、ハレ誰ハレ不ハレ、ハレ皈ハレ依ハレノハレ耶ハレ、ハレ而ハレ今ハレ大ハレ菩ハレ薩ハレ者ハレ人ハレ皇ハレ卅ハレ代ハレ欽ハレ明ハレ天ハレ皇ハレ御ハレ宇ハレ顯ハレ豊ハレ前ハレ國ハレ宇ハレ佐ハレ郡ハレ、ハレ爲ハレ王ハレ城ハレ鎮ハレ護ハレ、ハレ影ハレ向ハレ行ハレノハレ教ハレ和ハレ尚ハレ三ハレ衣ハレ袖ハレ、ハレ自ハレ宇ハレ佐ハレ宮ハレ來ハレ臨ハレ時ハレ、ハレ於ハレ此ハレ岡ハレ垂ハレ休ハレノハレ息ハレ儀ハレ給ハレ、ハレ可ハレ知ハレ此ハレ所ハレ者ハレ冥ハレ衆ハレ影ハレ向ハレ聖ハレ跡ハレ而ハレ、ハレ更ハレ非ハレノハレ凡ハレ夫ハレ領ハレ知ハレ之ハレ分ハレ、ハレ仍ハレ其ハレ跡ハレ立ハレ塔ハレ婆ハレ奉ハレ崇ハレ敬ハレ者ハレ也ハレ、ハレ何ハレノハレ宇ハレ佐ハレ宮ハレ春ハレ花ハレ者ハレ、ハレ移ハレ芍ハレ於ハレ安ハレ養ハレ界ハレ風ハレ花ハレノハレ蘭ハレ、ハレ岡ハレ秋ハレ月ハレ者ハレ、ハレ照ハレ光ハレ於ハレ醫ハレ王ハレ靈ハレ場ハレ、ハレ本ハレ跡ハレ方ハレ便ハレノハレ感ハレ淚ハレ難ハレ押ハレ者ハレ也ハレ、ハレ超ハレ世ハレ別ハレ願ハレ尤ハレ足ハレ、ハレ皈ハレ敬ハレ、ハレ就ハレ中ハレ、ハレ寬ハレ平ハレ年ハレ中ハレ重ハレ勸ハレ請ハレ大ハレ菩ハレ薩ハレ於ハレ此ハレ岡ハレ、ハレ奉ハレ仰ハレ吾ハレ寺ハレ鎮ハレ守ハレ、ハレ從ハレ爾ハレ以ハレ來ハレ每ハレ、ハレ迎ハレ州ハレ余ハレ廻ハレ之ハレ星ハレ霜ハレ、ハレ新ハレ企ハレ、ハレ土ハレノハレ木ハレ之ハレ功ハレ、ハレ遂ハレ造ハレ替ハレ儀ハレ式ハレ処ハレ也ハレ、ハレ而ハレ造ハレ畢ハレ以ハレ後ハレ自ハレ、ハレ送ハレ居ハレ、ハレ諸ハレ供ハレ養ハレ之ハレ道ハレ儀ハレ于ハレ今ハレ遲ハレ怠ハレ、ハレ神ハレ襟ハレ有ハレ恐ハレ、ハレ依ハレ之ハレ勵ハレノハレ内ハレ外ハレ懇ハレ力ハレ、ハレ調ハレ伶ハレ人ハレ、ハレ舞ハレ樂ハレ大ハレ儀ハレ、ハレ致ハレ讚ハレ佛ハレ講ハレ經ハレ供ハレ養ハレ也ハレ、ハレ若ハレ爾ハレ者ハレ、ハレ神ハレ威ハレ倍ハレ、ハレ明ハレ利ハレ生ハレ弥ハレ門ハレ、ハレ和ハレ光ハレ與ハレノハレ日ハレ月ハレ俱ハレ久ハレ、ハレ權ハレ跡ハレ與ハレ天ハレ地ハレ共ハレ長ハレ、ハレ冀ハレ、ハレ大ハレ菩ハレ薩ハレ增ハレ威ハレ光ハレ於ハレ此ハレ所ハレ、ハレ堂ハレ舍ハレ、ハレ僧ハレ宇

基^{モトイカクウシテ} 固^{ニシツカン} 遙統 龍華三會晝^ニ /惣者、一天泰平、四海安全、風雨順時、穀稼豐饒、/伽藍繁昌、興隆佛法、命法久住、利益无边、郷内/安穩、諸人快樂、魔障遠離、凶徒退散、諸德/大衆各願成弁、乃至法界平等拔濟、仍所修/諷誦如件、

天文廿三年^{甲寅}十一月廿三日

諸德大衆各々白

謹發願、一打

至心發願 諷誦威力 天衆地類 倍增法樂

滿寺諸德 各願圓滿 及以法界 平等利益

四弘

衆生无边 煩□々々 法門々々 无上菩提々々々

祈精

依御諷誦威力故信心諸德為御願圓滿、

尺迦牟尼佛名^ト 阿彌佛名^ト 仁王妙典^ト

佛名

南无帰命頂礼諷誦威力、滿寺諸德各願成就、

教化

三下浮磬印^{ヲテシ}、十方大聖^{ヲハ} 奉驚^{ケル}、一心御諷誦、依故^{カニ}一結諸大德、祈誓善願神明感応垂^{給イ} 一天命/成就可給者也ケリ、 謹奉祈一打

次 至心勸請尺迦尊等、次經題ヲアケ、次經尺、廻向、已下如常、

一導師并諸役者法事之次第ヲ書テ、可有懷中、不可有失念、

一棟別之事者中綱ヲ除テ外悉出了、但ヤマメ^ヲ・アマナトハ半公事、/承

仕・中間^{御コ}・御コ^{不キ}・招提寺堂家・坊ノセウチ、此等ハ同公事/沙

汰了、

一地下ヨリ棟別錢廿九貫三百文公文方へ上之、公文取立テ寺へ被出之畢、

廿百五十文宛出之歟、

廿百五十文宛出之歟、

廿百五十文宛出之歟、

廿百五十文宛出之歟、

／廿貫文第二日猿樂方へ禄物下行、八貫文同方懸物、/一貫文御供料公文方ヨリ神主方へ米ニテ下行、初日/三百文者宿方へ下行、如第二日□下行ハ無之、

一初日猿樂方禄物、長合廿石西院ヨリ下行、此外折紙兩日共有之、

堂衆方之支配ナリ、^{後筆}「下行之升者西院ニアリ、長合、」

懸物日記、是者不定事也、然共

今度之分記之了、^{沙汰人衆少學頭三人一所ニアリテ談合ノ沙汰了、}

初日

百疋 大夫 大庫方^{サルカク} 五十疋 脇藤三

百疋 金春方 大夫 三十疋 脇源七郎

百疋 大藏 大夫 舟弁慶^{當麻} 五十疋 金春方^{タイマ}

百疋 ツ、ミ打ノ四郎二郎^{タイマノ時} 卅疋 源衛門^{サルヲスル}

卅疋 彦次郎^同 廿疋 源七郎^脇

卅疋 弥衛門^{放下僧} 卅疋 キヤウケン衆中

卅疋 大夫^{ハウカソウ} 卅疋 源七郎^脇

卅疋 大夫^{ツレ} 同 卅疋 ミタニ弥三郎^同

卅疋 弥三郎 卅疋 弥衛門^{廿四日}

卅疋 中ノ物衆中へ^{第二日} 卅疋 脇藤三

卅疋 大藏方^{竹生} チクフ嶋 卅疋 キヤウケン惣

卅疋 アキノ物 源衛門 彦二郎 卅疋 大藏^{手七}

卅疋 キヤウケン 五十疋 大藏^脇

卅疋 松風 卅疋 惣中^{紅葉符}

卅疋 八郎 卅疋 惣中^{金春方}

卅疋 大夫^同 五十疋 脇 弥七郎^同

卅疋 彦六 卅疋 大藏方 惣

卅疋 彦六 卅疋 大藏方 惣

卅疋 彦六 卅疋 大藏方 惣

卅疋 彦六 卅疋 大藏方 惣

廿七 金春方笛 五十疋 楽頭 道盛

卅疋 大夫 廿疋 日彦四郎

五十疋 三郎二郎 大藏方折紙銭・袈裟ノ

迄、合十貫六百文、金春方袈裟迄、合九貫二百文、

十九貫八百文ト重被申付、落アル歟、

金春方楽屋ハ莊嚴飯屋、大庫方楽屋者參籠坊、

一糸ヨリノ装束、金乱サシヌキ、葉杖大口二具ノ借用アリ、損賃不取之

一供養朝分

導師 經円法印 導師 堂司 淨嚴坊大 西院住、

職衆

宗実房僧都 禪觀房律師 咒願

宗源房法橋 堂達 学專房五師 散華

深宗房五師 傳供伽陀願此香花素等 宗琳房得業 傳供伽陀廻向伽陀

実順房得業 梵音 覺俊院 錫杖

專春房有指合子細 下願分 了觀房 關請

承仕二人 門明一願、依請勞無出仕、

一以承仕西院方へ宮遷可有執行旨大略治定候、然者ノ読師役并諸下行等

可得其意旨申被送畢、同極月十五日、

一会合へハ東院講讀ヨリスクニ被寄畢、夜二入テ各々退散ノ在之、無申

事無事相調珍重之題目也、

一地下へも公文ヨリ可有下知、宿等方へも同下知アリ、

天文廿三年 一甲寅六月廿日巳之時大地振ノ、東塔九輪殊立法・立正ノ之珠ヲ辰巳ノ

方ヘユカミタルヲ直ユリナラス、其外塔婆同方ヘユカムヲモ正直ニ

ユリナオス、是希代之題目也、併佛神三宝ノ之依冥助者也、衆人推是

ヲ不喜哉、次テニ記之了、

一当秋遷宮可有沙汰候旨、内々雖及申事、去年炎旱之間、ノ当年不熟ナ

トノ者如何可有之哉処ニ、度々甘雨普ノ潤ノ草木一段見事也、是シカ

シナカラ大菩薩之神慮ノタル間、早々取被趣可然由各々沙汰之間、任

神慮可有執行ノ通ナリ、

一法用 伽陀 同指南 經円許ニテ稽古在之、其外、

乱舞 蓮事 乱拍子 同稽古也、

白拍子ハ英乘僧都許ニテ稽首ナリ、京ヨリ同稽首、

一沙汰人任先規十人被定了、

宗実房法印 宗琳房五師 宗順房々々

一八月廿七日歟、作仕丁地下へ以氣用廿人被指了、本仕丁七人アリ、

合廿七人アリ、道具已下私之劬勞也、觀音寺二人出、仍廿九人、

一少人被出人数之事、

陽徳院 禪觀房律師 深宗房五師 陽光院 長禪房得業 金藏院 白拍子、

親性房 新殿 宗琳房々々 龍眼院 實祐中殿 行識房 阿弥院

中願 宗印房 角院 下願分 葉杖 實懷 当光院

一白拍子少人 唐院 喜多院息 一番目ノ白拍子少人 金藏院 郡山辰巳殿次男

一會処 地藏院 法性院

(二二五) 大乗院殿へ被申四枚アリ、門跡不出之物体也、然共先年もノ預候
許可間、其題目ヲ以被申入了、并八幡宮御簾九間、此別当ノ御役也、
仍同被申入、然共今度本状三間迄御沙汰、脇六間者寺ヨリ先伶人辻子
之ノ床モ今度者御許可無之、依有申事御簾七百五十ツ、ノニテ沙汰之
儀ニ託、三日之内出了、然間代物事此無謂題目也、ハシメワ四百ツ、
ニテアツラヘラレ畢、後二ハ七百五十文ツ、□ミスワ神主拜領也、
一蓋幡二具法隆寺脇坊ニテ被借了、彼寺之寺物也、老僧衆ノノマ、ナル
義、私ニ可被借也、然共延引ノ廿二日ニ沙汰アル間、彼寺ニ被入間、
不借当寺ノニテ事ナシ畢、

一法服十具余・同袈裟法隆寺へ書状を被遣借用アリ、皆具之通被申、
坊へ副状陽光院、西園院へソハ状中殿、近廻ヲ被遣了、
九月十一日状被遣

(二二六) 一反銭沙汰人十二人、九月十二日於八講之砌、以合点被定畢、ノ三輩之
内以器用被指了、
伶人、辻子、鎌西人下向、合三千疋被下畢、

一拍子合、於地藏院・法性院・陽徳院諸次第ノ悉沙汰候了、
大方、扇ヲ持、半切、袖着不付之、

一葉杖少人九人、催少人ハ具足・大口・板、上ケマキヲ付ル、先年ノ
時者上卷無之云々、今度者付了、葉杖八人者ノ具足ノトワソテヲ付、
花杖・菊帽子口上ニテカラム・大口・タヒ、ノ悉シヤウ木ニコシヲカクル、
(四等)

一伶人方祿物日記、ナラヨリ神主以被下了、寅十一月二日、
(四等)

十貫文 物祿物 二貫五百文 終舞
壹貫文 今度ハ此物無之、 蘇香馬 已上合拾三貫五百文、前日ニ下行畢云々、

延年方 太平樂二人、辻子、鎌子息左方、納蘇利一人右方、
壹貫五百文ツ、三人 童舞 合四貫五百文

十二人各々三百文宛、
合三貫六百文今度者、
二童舞ノノフキ物也、

一童舞方道具事、
太刀 伶人方二振 鞆鼓一ツ 法隆寺 鐔二一本 伶人方

三鼓一ツ 法隆寺 テンクワン三ツ 法隆寺 井トモト平 法隆寺 六スチ
上サヨリ
一カサシノ花、一人別三ツ、合九、寺ヨリスル、少サクウツクシク沙汰
アリ、

一太鼓二面 今度者二面、金堂也、 正鼓二面 向一、 舞樂同辺 大鼓ノ火炎者般若寺ニテ借用、
寅十一月二日、伶人方ヨリ被下日記写之、

(二二七) 一就遷宮之儀為見物鞍懸付立、修学者衆徒トノ依申事有、十二日之法事
延引了、経円・英乘ノ・長胤両三人トノ正面分ニ可有沙汰旨、種々雖
申ノ事□、終ニ無承引衆徒方無之間無力捨了、然処ニ、ノ郡山越中殿、
南都尺迦院、筒井之内八条殿之ノ舍弟助三郎殿ト云人之中人ニテ無事
二成了、是ノ趣者、正面分南北者於社頭御公事神主殿被出ノ取之、修
学者方ヨリハ龍眼院尊胤・十輪院英繁ノ兩人、衆徒方ヨリハ喜多院乘
範・中実祐兩人ノ神前ニテ公事ヲ取、南方修学者、北方衆徒、ノ如此
治定了、於行末も如此ナルヘキナリ、但前ヨリノノ申事更ニ色も無間、
中人両三人ノ中ヘクラ懸ニキヤクノ被借 了、然共衆徒方之衆
可為被申間、被借

ノ事ハ不及申、当所地下ノノ物ヲモ不可被上、一向中人衆迄上見物可
有之旨治定ノ了、則中人衆一カウ在之、各判沙汰了、今度迄ノ事也、
ヒトツギ

一当日ニ於法性院和目ノ会合在之、珍重之題目也、
(二六六)

一西院ヨリクラカケ一丁寺ヨリ被立可給由望被申、ノ先規無之題目ナル
間、寺ヨリ被立事不可有之、見ノツクロワレテ被立、見物サセラルヘ
キ由返事也、其ノ分ニテ被渡申事無之、於行末も西院ノクラノカケ寺
ヨリ不可有許可、アキ所ニ可被立者也、

一招提寺ヨリモ鞍懸二丁立サセラレテタマワルノヘキ旨被申、返事ニ
ハ、貴寺之為用意申間、ノ出仕被成可有御見物旨、ウツクシク返事被
申畢、ノ御廊南ノハシ一間ニ招提衆見物被出了、ノ両三日同事也、先
年者瓶風ヲ被引、今度ハ瓶風ノテンハ不見間、可被置由被申間、瓶風
無之□ナル間東方ニノナリ共瓶風ヲ引テ可然者也、於行末者瓶風寺ヨ

リ被引可然者歟、

一南御廊北ハシ一間ハ公文ノ座敷ナル間、ウシロニモノ堂方出仕、先規無之間、一間トヨリニハ不可叶由ノ被申間、於一間二者今度堂家出仕無之、
(七オ)

一樂屋之花、東方マクヨリソトニ、タナヲ三四尺程ニノ竹タナヲシテ、六瓶ツ、立了、地盤一尺、ノ花相寸ノ被作畢、然共伶人花ヲカシキヨシ申、ノコウソヲ四百ウタル、歟、当座ニ兎角申間無力、ノ如此下行アリ、一向不謂題目也、於向後者可得意題ノ目也、(後筆)「前ヨリ能々申立ヘキ事也、」

一伶人装束法隆寺ニテ借用アリ、伶人寺侍フノヤトイテ、道具更ニクタサレ畢、路錢五百文ト申間、ノ其通下行也、(七ウ)新来石ト云物也、返時モ付行道具イロメ渡了、ノ兩度ニ五百文ノ札ナリ、

一大太鼓一面、火炎ヲ般若寺ニテ借用、口入ノ当寺常光院、太鼓者金堂ノ時太鼓ナリ、ノ別ニマンマクヲヒク、

一舞台ハ黒木ニテ柱ヌキヲシテ、ランカンノヲハ竹ニテ沙汰之、上ニハトコ三キヤクシキ畢、ノ地布者無之、

一庭ニハ大幡八流南ニ四流、サヲ六本招提寺ニアリ、北ニ四流、二本ハ大竹ニテ立了、
(二八オ)幡者招提寺ニテ借用、幡少サクテ見ハナシ、

一居箱・香慮箱、招提寺ニテ借用、経円私ニ年預ニ借了、

一如意并柄香口者新禅院西坊ニテ借用、如意者白毫寺ニアリト云々、経円私ニ借之、

一草座者ニ、大乘院殿ニテ借用、少学頭ヨリ被申了、

一導師之四方コシハ尺迦院劬勞、堂司劬勞
読師之チリトリコシハ燕明坊之劬勞借、然共自西院ヨリ被申替、ハツ葉

コシカキノ力者二人、燕明坊ヨリ方々聖ヲノ下給ル、当日ニ早々下間、飯酒在之、同夕部上洛ノスル間五十文ツ、下行畢、於行末者講読共ニ

ノチリトリナルヘシ、今度者相返之事アリテ導師ノ四方與ニノリ畢、

出仕ニハ金堂之東戸ノ口マテノ乗、金堂ニテ集会ス、金堂ヨリ色衆ハ前ヘノ出仕、講読者アトニ金堂之前ヨリコシニ乗ル、ノ導師者前、読師者アトナリ、松童ノ前ニテノ兩人共ニヨリ畢、從僧者御廊之末、サエヨリ東大童子ノ樓門之東方脇ニ居、水カメヲ持、カサ袋ノ已下者無之、西院方ノ從僧者南ノ角ノ柱ニ西向居、カト

一退出候時者松童子之前ヨリコシニ乗、兩人ノ内之導師者金堂ノ御前ヲスクニ講堂ノ東ノ方ヘ通ル、読師者脇門ヨリ西ヘ乗テ退出也、

一宿ケイコ、朝座之時者無之、先規歟、夕部延年ノ出仕之時分ヨリハ北鳥居ハシヨリ北ヘ南方ニノ立、具足廿九人、其外金フチ・大ヒツキシタルノアマタアリ、(九ウ)

一能之時、兩日共ケキコ物共、御廊之前ヲ南ヨリノ北方ヘ通ル分、已上五十八人、具足廿九人、其外悉ノ少袖キタル物共也、(布子)又ノコキタル物者一人モ無之、

一御廊之前ヲ宿等通ル事、田舎仕立ナト申ノ事ニテアリケナレトモ、今度も通り畢、此ノ前ノト今度トハ兩度通り畢、其ノ前ハトヲラス、我等ノ分明ニ覚ヘ畢、惣シテ当年迄御造宮ニ三度相ノ畢、(三〇オ)宮遷ニモ三度相畢、初度者十三歳ニテノ乱拍子ヲ舞了、第二度目者廿六歳ニテ遊僧ヲノ舞了、今度者七十五歳ニテ遊僧舞畢、此外ハノ今度者初日朝座導師沙汰了、同僉義・声明ノ朗詠已下助音沙汰之、

一声明衆者、当寺養光院之住了秀深宗房得業ノ龍眼院之住了胤宗琳房得業ノ唐院頼宮実順房得業、他所之衆無之、(三〇ウ)

一鼓打、地藏院之中間新三郎當寺、法性院中間ノ少一當寺衆、他所之物無之、烏帽子・上下也、(引敷)ヒツシキヲシク、ノ白拍子之時一人ハ徒白拍子打之、乱拍子・糸繞ニハ無之、三十疋宛兩人ニ下行有之、イトヨリ

一ヤスマクワ寺ヨリ沙汰了、赤飯・雑二・サキヲキ台ノ・クキヤウ、卅講之下屬分出仕之処ヲ、南方ニシ、カキノヲカコイ、瓶風ヲ引カマエヲシテ、五人三人ツ、ノ立テ一献在之、又私ニ被持人モアリ、然間所々ノニテ一献アリ、興福寺衆・東大寺衆、又ノ法隆寺衆在之、同所ニテ一献在之、兩日共ニ一献寺ヨリ用意、公文沙汰之、衆徒衆も同ノ一献アリ、

一衆都モ上乘衆ハ御廊へ出仕也、衆徒中臈・下臈衆者中門ニ立、一ツリカ、リハ四ノ角ニタク、四百文、大悲山ノツリ木ヲコナタニテヨクホシ、ヲヘ松ヲソヘタク、ノ其外床ノハシニアリアケヲ立ル、

一御廊ニモアリアケヲ立、アナタコナタニ油ヲトホセテ、レテ可然敷クヲクテワロシ。

一御廊之ヤネエ雜人堅ク禁□アリ、一大事之事也、

一舞台者少泉ニテ借用、禪識房口入、三枚広者二間ノ口カ、リ、

一火カコ四、此内二者筒并殿ノヲ八条殿之劬勞ニテ借用也、一ハノ寺者寺物也、一者矢田殿ニテ借用、麴者殿口入。

一延年ノ夜、ス、キ火、萩火、花火共アリ、ノ車火・立シンナトハシンシヤクアルヘキ題目也ト云々、

一法隆寺へ依無心候儀被申、指樽五衛(砂糖 饅頭カ)サタウマンチ五十台ノ□□十本、蜜柑二百、樽酒者彼寺ニテ用意、ノ中越前公之調法也、使節ニハ深宗房五師、案内者ノニハ中越前公兩人被出了、脇坊へ三百文西園院へノ三百文持參、年会五師之許へ被出了、ムシサウメン已下一献アリ云々、

一延年之夜モアクル日ノ兩日共ニマエヨリ人ヲ用意ノ、床ノマワリ庭ナト能ハカセラルヘシ、クレク無失ノ念可有覺悟事也、今度者経円私ニ堅申付ハカセ了、

一床ノ下四方ニ板ヲ可置事也、其板ノ上ヲ夫催、又ノ児催・葉杖皆此上ヲマワルナリ、床ノ上ヲマワル事無之、ノ惣奉行取不入ノ今度者延ヲ敷テ見苦敷事也、

一弁大衆七人、大口、具足、袖ヲ付、作大刀、常ナキナタヲハリテ上ニヤキハラツケテモ、ツ可給時、

藥コウトノ トヒラクニシトノ

行忍房 行然房 備前公
性乘房 長乘房 喜多院
ウリウケ 阿弥陀院

大永五年乙酉五月廿日八幡宮宮遷在之、其時ノ日記ヲ以テ今度諸下
行支配在之、更以所背無之、ノ今度之趣荒増記之、於向後も此日記面ニテ可有ノ支配者也、

養勝院経田権大僧都法印(花押) 七十六
天文廿三年甲寅十二月 日

一若音師範之事者、興福寺遊僧衆之内ヨリ一国之ノ師範之在存知問可預御礼由、先年大永五年乙酉十一月廿日延年ノ有沙汰時も雖及被申事ニ、於寺家無終承引間、筒并殿順公ヨリノ有証跡か之由被仰問、証文共被出中ニ、ナラ宗円房手跡之内云、ノ明応元年六月廿四日於葉師寺東院集會始而在之、仍兼而点日限ノ被申送之間、弔心寺命為師範罷下者也、延年之次第ノ被相尋之間、存分依申大綱致治定者歟、願公被仰事ニ此與書ノ様者ノ葉師寺之延年之師範奈良ヨリ存知トハ不聞間、宗賢被被申ノ事其無謂トノ被仰事ニテ申事止畢、又今度も被申(後闕)

一右此一巻者、当寺八幡宮御遷宮ノ之記而、為後世之模範也、以今之表可鑑古之盛、豈不痛哉、然ノ思古之人希而、古記次第紛乱ノ不忍見之、聊加校合畢、

延享二年 春三月望後 地蔵院基範

(終)